

神戸市立地域交流センター 指定管理者応募要領

令和 7 年 10 月

神戸市地域協働局地域活性課

目次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	公募から選定までの流れと応募時の注意点	1
3	指定期間	1
4	施設について（以下、甲は神戸市、乙は指定管理者とする。）	1
5	乙が行う業務	3
6	乙が行うことができない業務	5
7	乙が行う行政処分について（使用許可等）	5
8	指定管理料（運営費）及び利用料金の収受	5
9	保険への加入について（任意）	6
10	備品の取扱いについて	6
11	施設の修繕等にかかる負担区分と工事実施手順	7
12	管理運営に関するモニタリング	8
13	管理運営に対する評価等	8
14	業務を行うにあたっての基本的事項	8
15	応募資格	10
16	公募スケジュール※ 多少前後する可能性あり。	11
17	応募説明会・質問への回答	12
18	応募の申込及び辞退について	13
19	指定管理者候補者の選考	16
20	選定から協定締結まで	17
21	指定の取り消し等	18
22	問い合わせ・提出先	18
別添 1	施設の概要	19
別添 2	管理パターンと指定管理料の考え方	19
別添 3	各施設指定管理料概算	20
別添 4	利用料金上限表（神戸市立地域交流センター条例に基づく）	21
別添 5	リスク分担	22
別添 6	光熱水費の実績について	23
別添 7	神戸市地域交流センター条例	24
別添 8	神戸市地域交流センター条例施行規則	42
別添 9	地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針	45
別添 10	選考における評価項目	47
別添 11	備品一覧	48

1 指定管理者制度の趣旨

- ・ 「公の施設」の管理運営にかかる指定管理者制度は、平成 15 年 6 月の地方自治法の改正(平成 15 年 9 月施行)により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として導入された。
- ・ 指定管理者制度の導入により、民間事業者等は議会の議決を経ることによって指定管理者となることができる。
- ・ 本公募に参加する事業者（以下「応募者」という。）は、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、本要領を熟読すること。

2 公募から選定までの流れと応募時の注意点

- ・ 本要領に記載する事項は、神戸市立地域交流センターの指定管理に係る議会の議決を経て成立した上で実施するもの。

「公募から議決までの流れ」

公募	「神戸市指定管理者制度運用指針」、「神戸市指定管理者制度運用マニュアル」及び本応募要領に基づき実施
指定管理者候補者の選定	「神戸市執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置される選定評価委員会が、応募者の中から施設の設置目的をもっとも効果的に達成できると認められる団体を、指定管理者候補者として選定
決定	市長が指定管理者候補者を決定
議決	神戸市会の議決を経て、指定管理者として指定

- ・ 指定管理者候補者による提案内容を必ずしもすべて実現するものではなく、神戸市が実施困難又は不要と判断した場合は、これを行うことはできない。また、神戸市が提案内容について実施方法または実施内容等の一部変更が必要と認めた場合は、神戸市と協議の上、原則としてこれに従うこと。

3 指定期間

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで(3 年間)
- ・ 但し、当該地域交流センターの管理運営実績が良好かつ対象施設近隣住民と協力して管理運営する等の場合、現指定管理者を次期指定管理者候補者として再選定することがある。

4 施設について（以下、甲は神戸市、乙は指定管理者とする。）

（1）対象施設

- ① 神戸市立熊野地域交流センター（兵庫区鶴越町 1-20）
- ② 神戸市立箕谷地域交流センター（北区緑町 4-6-3）
- ③ 神戸市立つつじが丘地域交流センター（垂水区つつじが丘 4-6-7）
- ④ 神戸市立太山寺地域交流センター（西区前開南町 2-1-20）

(2) 施設の概要

「別添1 施設の概要」のとおり

(3) 利用可能時間および休館日

利用可能時間	・ 午前9時から午後9時まで ※ ※ただし、提案により、平日の午後4時以降（休館日を除く）ならびに土曜日・日曜日は予約管理システムや電子錠などを活用した無人による管理も可能である。 ※乙において、上記時間帯以外に開館する場合は、事前に甲と協議すること。
有人による管理運営を求める時間	・ 午前9時から午後4時※まで ※ ※平日のうち4日間を基本とし、提案により土曜日や日曜日でも有人管理を行う、もしくは平日5日間を有人管理を行うことも可能である。 ※ただし、提案により、午後4時以降も引き続いて有人管理を行うことは差し支えない。
休館日	・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 年末年始（12月29日から1月4日まで） ・ お盆期間（8月13日から8月16日まで） ・ 市長の承認を得たうえで乙が定める日。 ただし、土曜日、日曜日を除く。 ・ 前4号に掲げるもののほか、乙が特に必要があると認める日（工事等の影響で施設を利用できない期間など）。

(4) 管理責任者等の配置

- ・ 地域交流センターは、令和8年度より「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として、地域住民をはじめとする様々な方にご利用いただき、活動の場や地域住民の交流の場、人と人が気軽に出会い、つながることのできる場として活用していただきたい施設である。
- ・ そのため、(3)の表にもあるように午前9時から午後4時までは原則1名以上の管理者（窓口当番）を配置し（提案する管理パターンによって配置する日数は異なる（p.19「別添2 管理パターンと指定管理料の考え方」））、地域団体や住民とのコミュニケーションをとることが求められる。
- ・ なお、甲では、各区役所に地域協働課及び「地域コーディネーター」などを配置し、市立地域交流センターの運営や利活用に関する相談・支援を行うほか、地域交流センター職員を対象とする説明会や研修を実施している。これらの支援や研修内容などを積極的に取り入れ、地域交流センター運営の充実・発展に努めること。
- ・ また、施設の管理運営を担っていただくことから、下表に掲げる体制を整備すること。それぞれの責任者については兼務を可とする。

名称	基準
管理責任者	・施設の庶務、会計等を掌理 ・市との連絡および調整の実施
防犯責任者	・防犯及び施設の鍵、貴重品等の管理
防火管理者 火元管理責任者	・施設の防火に関する管理、消防計画等の作成 ・消火、通報、避難訓練等の指揮及び実施
利用事務責任者	・利用申し込みの受付・調整・承認 (必要に応じて予約管理システムや電子錠の管理運営)
備品等管理責任者	・施設内備品や消耗品の管理 ・施設の小修繕等に関する連絡、調整 ・施設内清掃等の調整、実施

5 乙が行う業務

乙は、以下のとおり、地域交流センターの管理・運営業務を行うこと。

(1) 施設、設備、備品等の維持及び管理

- ・ 乙の業務負担の軽減、業務の効率化を図る観点から、維持管理業務の一部に包括管理委託を導入する予定である。施設や設備にかかる日常管理業務は乙が行うが、包括管理委託を導入することにより、施設内に関する不具合や修繕を要する場合は、甲が委託する包括管理事業者が修繕業務等を行う。(備品の修繕は原則乙にて対応※後述)
- ・ 地域交流センターにおける包括管理委託の内容が決定次第、甲乙間で協議のうえで、具体的な対応フロー等について決定することとする。
- ・ なお、包括管理委託の契約内容により、将来的に業務内容や指定管理料が変わる可能性がある。
- ・ 施設で生じたごみについては、乙において事業系一般廃棄物として適切に処理すること。
(なお、利用者に強制的にごみを持ち帰らせ、家庭ごみとして排出させることは条例違反となる可能性があるため、注意すること)

(2) 地域交流センターの施設、設備、備品等の貸し出し及び利用調整(利用料金の収受等を含む)

- ・ 神戸市立地域交流センター条例及び同条例施行規則等に規定する「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」としての設置趣旨に反しない限りにおいて、一般に地域交流センターの施設等を利用させ、その利用料金を収受し、乙の収入とすることができる。
- ・ 利用料金について、神戸市立地域交流センター条例の上限額の範囲内で、乙が甲に自由に提案することができる。甲は乙の提案を審査の上で承認する。
- ・ 予約管理システムや電子錠の導入により管理を効率化する等の工夫を行う場合、指定管理料を増額する(p.19 「別添2 管理パターンと指定管理料の考え方」)。また、利用者の利便性向上のため、キャッシュレス決済(クレジットカードによる事前決済等)の導入についても可能な限り検討すること。

(3) 以下に掲げる神戸市立地域交流センター条例(以下「条例」とする)に基づく事業の実施

- ・ 地域交流センターは「地域活動の促進、地域社会の課題解決に寄与する施設」としての設置趣旨に基づき、地域課題に応じた様々な主体の活動の場として活用することとな

る。乙においても、積極的に地域住民等と協力、連携して、地域課題解決のための事業を実施していただきたい。

- ・ しかし、下記条例に掲げる事業の実施については、必ずしもすべて乙が主体となっていく必要はなく、地域交流センターを様々な活動主体に利用させることで、実現することも可能である。

※神戸市立地域交流センター条例第3条

- ・ 地域活動、社会貢献活動及び住民交流に関すること。
- ・ 各種地域団体等の健全な育成を図ること。
- ・ 地域活動及び社会貢献活動に係る情報を集積し、及び発信すること。
- ・ 地域活動及び社会貢献活動に係る人々の間における連携及び交流に関すること。
- ・ 地域における諸会合並びに研修及び活動の場として施設を利用させること。
- ・ 活動を通じた地域社会の課題解決並びに社会貢献に係る調査、研究、実践及びこれらに対する支援に関すること。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、条例第1条の目的を達成するために必要な事業。

（４）資源回収ステーション（エコノバ）の設置、管理運営（任意）

- ・ 甲は、リサイクルに適したプラスチックを中心に利用目的を定めて品目別に集めることで、高品質なリサイクルに貢献するため、資源回収ボックスを設置し、地域交流センターなど市有施設の交流スペースと組み合わせることで、資源のリサイクル拠点かつ資源出しをきっかけとした地域交流の場であるエコノバ（資源回収ステーション）を市内各地で展開している。回収ボックスの設置や運搬収集は甲が行い、乙においては、資源回収ボックスがいっぱいになった時の袋の付け替えや、異物の取り除き、地域住民へ周知すること。提案は任意であるが、積極的に取り組むこと。

（５）ふれあいのまちづくり協議会などの地域組織との連携・協力

- ・ ふれあいのまちづくり協議会、防災福祉コミュニティ、自治会や婦人会などの地域組織と連携・協力し、その活動を支援すること。

（６）ボランティアの受け入れ・活動支援

- ・ 積極的に本市のボランティアマッチングシステム「ぼらくる」の活用や近隣住民ボランティアの受け入れ・活動支援に努め、地域交流センターの事業、運営への参加促進に努めること。

（７）その他の事業

- ・ 地域住民（団体含む）やNPOや企業、教育機関等、地域活動主体等との積極的な交流、連携などの実施により、地域交流センターを拠点とした地域活性化及び地域住民の居場所づくりなど、地域活性化を図るうえで必要と認められる事業について、乙の創意工夫により実施すること。

(8) 禁止事項

- ・ 各施設において営利事業、宗教活動及び政治活動を行うことはできない。また、利用者にこれを行わせることもできない。その他、関係法令をはじめ、関係条例規則等で定められた内容を順守すること。

6 乙が行うことができない業務

- ・ 乙は、行政財産の目的外使用許可や審査請求に対する裁決など、法令により地方公共団体あるいは長に専属的に付与された行政処分の権限に基づくものは行うことはできない。

7 乙が行う行政処分について（使用許可等）

- ・ 乙は、条例の規定に基づき施設の使用許可等の行政処分を行うことができるが、この場合「行政庁」に該当することから、当該処分について行政手続条例等の適用を受けるため、乙が行政手続条例に基づいた、以下のような手続きを講じること。

(1) 申請に対する処分関係

- ・ 許可等を判断する基準(条例・規則・規程を含む)について、申請窓口に備え付けるなど公にすること。
- ・ 標準処理期間を定めるよう努め、標準処理期間を定めたときは、審査基準と同様に申請窓口に備え付けること。
- ・ いずれにしても、対応や判断に迷う場合は甲に相談し、必要な指示を受けて対応すること。

(2) 不利益処分関係

- ・ 取り消し等の不利益処分を行うときに必要とされる基準(条例・規則・規程を含む)について、申請窓口に備え付けるなど、公にしておくよう努めること。
- ・ 許可の取消(許可を受けた者からの許可の取消申し出等の場合を除く)等の不利益処分を行う場合には、それに先立ち、処分を受ける者から事情や意見を聴く「聴聞」(※)を行うこと(事案によっては、「弁明」となる場合あり)。

※ 聴聞手続は、乙が行うこととなり、甲が主宰者等として関わることはできない。実施にあたっては、神戸市聴聞手続規則等に沿って実施すること。

また、乙は、行政事件訴訟法第 11 条第 2 項の規定による取消訴訟の被告となる場合がある。なお、乙が行った処分にかかる審査請求には、地方自治法第 244 条の 4 第 1 項の規定に基づき、地方公共団体の長に対してするものとされている。これらに関して、行政事件訴訟法第 46 条、行政不服審査法第 82 条により、行政処分を行う際に教示が義務付けられているため留意すること。具体的な審査基準等の設定及び意見公募手続は甲が行う。

8 指定管理料（運営費）及び利用料金の収受

< 指定管理料（運営費） >

- ・ 甲が交付する指定管理料は、乙の提案による有人管理の方式等により増減するものとし、p. 19 「別添 2 管理パターンと指定管理料の考え方」のとおりとする。詳細は、p. 20 「別添 3 各施設指定管理料概算」を確認すること。
- ・ 指定管理料は、会計年度（4月～翌3月）ごとに支払い、乙からの請求に基づき原則として4月末までには交付する。
- ・ 指定管理料は、地域交流センターの管理運営業務の経費として交付された公金であるため、支給条件に基づき、年度末に精算が生じる可能性がある。
- ・ 毎年度の管理業務終了後、収支を精算し、指定管理料に残余が生じた場合の剰余金の取扱いは次のとおりとする。
 - 剰余金は、繰越金として翌年度予算に計上するか、もしくは地域交流センターの管理運営にかかる積立金として積み立てること。
 - 剰余金の使途は、地域交流センター運営に関するもの（施設・設備の改善、魅力向上、有償ボランティア報酬の改善等）、地域活性化に資する事業等の実施に限り、条例に定める地域交流センター設置趣旨に反する場合など、その他一切の流用はできない。
 - 繰越金・積立金の決算は、毎年度終了後、指定する様式により甲に報告すること。

< 利用料金 >

- ・ 地域交流センターは、条例に定める利用料金の上限を超えない限りにおいて、乙による提案に基づき、甲が承認したうえで利用料を収受し、希望者へ貸し出すことができる。利用料の上限は、p. 21 「別添 4 利用料金上限表」を確認すること。収受した利用料金は、指定管理料とは別（「自主財源」とする）で収入として計上すること。
- ・ 条例施行規則に規定する特別の理由があるときは、利用料金を免除、貸室の優先予約をすることができる。免除や優先予約の可否は、事前に甲と協議のうえ、甲の承認を得て決定すること。
- ・ その他、災害発生時等における対応や社会情勢の変化により、費用負担が発生する場合がある。これらの費用負担の基本的な考え方は、p. 22 「別添 5 リスク分担」に記載のとおりとする。

9 保険への加入について（任意）

- ・ 保険は、必要に応じて乙は任意の施設管理上の賠償責任保険に加入すること。

10 備品の取扱いについて

- ・ 備品とは、その性質・形状を変えずに、概ね1年を超えて使用に耐えるもので、取得価額が5万円（消費税込）以上のものをいう。
- ・ 指定期間中の備品の追加設置又は追加購入は、指定管理料で支払うこと。
- ・ 乙は、備品の管理にあたって、神戸市物品会計規則等に基づき、管理台帳を備え、適正に管理すること。なお、所有権が甲に帰属するものに限る。
- ・ 備品等の所有権の帰属は以下のとおり。

備品等の種別	所有権の帰属
指定期間の開始日時점에設置されているもの及び引継ぎを受けたもの	甲
指定期間中に甲が設置又は購入したもの	甲
乙が、指定管理料により設置又は購入したもの	甲
指定期間中に乙が指定管理料以外で設置又は購入したもの	乙
第三者から寄付を受けたもの	甲

- ・ 甲が配置した備品類は、現状有姿にて乙に無償で貸与する。配置されている備品類以外で、乙が必要とするものは、乙が調達すること。なお、備品のメンテナンスや修理費用等は、原則、乙の責任とする。詳細は協定等で定めることとする。
- ・ 甲に帰属する備品は、異動（購入・取得・修繕・廃棄等）があった際は速やかに甲に報告すること。また、指定管理期間終了等の際には、確実に次期指定管理者に引き継ぐこと。
- ・ なお、前指定管理者が行っているリース契約は、引継ぎを前提としない。また、指定後に乙が行うリース契約による備品・車両等は、次期指定管理者への引継ぎを前提としない。引き継ぐ場合は前指定管理者ならびに次期指定管理者と個別に調整すること。

11 施設の修繕等にかかる負担区分と工事实施手順

- ・ 原則として、施設躯体の修繕（施設と一体となっている設備含む）は甲が実施する。その他、必要に応じて、以下に記載の区分に基づき修繕等を実施すること。また、修繕の区分に疑義がある場合は、その都度、甲と協議を行うこと。前述のとおり、施設維持に関して甲は包括管理委託を導入する予定である。乙に施設や設備にかかる日常管理業務は残るが、施設内に関する不具合や修繕を要することになった場合、甲が委託する包括管理事業者が修繕業務等を行うこととなる。
- ・ 具体的な業務内容は、甲乙協議のうえで、改めて決定する。
- ・ なお、包括管理委託の契約内容により、将来的に業務内容や指定管理料が変わる可能性がある。

修繕の区分	実施・費用負担者	工事实施手順
・ 備品の修繕、消耗品の補充など維持管理上必要と認める程度のもの。 ・ その他、軽微な補修と認められるもの。	乙	・ 乙は、利用者の安全に配慮の上、実施すること。 ・ 技術的判断を要するものについては、事前に書面にて甲に連絡すること。（必要に応じて甲の技術指導を遵守して実施すること。）
・ 利用者の利便性向上、アメニティー向上等を目的とする施設の改善	甲 もしくは 乙	・ 協議のうえで決定 ・ 乙が行う場合は、施工について、事前に甲へ確認の上、承諾を得ること。
・ その他、施設（躯体）にかかる修繕	甲	・ 乙は、修繕が必要と認めた場合は、速やかに甲へ相談す

		ること。 ・大規模改修等の計画的な保全については甲が長期計画に基づき実施する。
--	--	--

12 管理運営に関するモニタリング

- 管理運営の適正を期するため、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、乙は管理運営業務や経理の状況に関し、次のとおり甲へ定期的に報告・書類の提出を行うこと。また、甲は、適宜、実地調査を行い、必要な場合は指示等を行う。

(1) 事業報告

報告書類等	記載・報告内容
事業計画書 収支計画書	甲が指定する期日までに事業計画書・収支計画書を提出すること。
事業報告書	一事業年度が終了するごとに施設の管理運営業務について次の事項を記載の上、甲が指定する期日までに、当該終了年度の事業内容を報告すること。 ・管理運営の実施状況及び利用状況 ・管理に係る経費及び自主事業に係る経費の収支状況 ・公募時の提案内容の達成状況 ・その他、協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項
事故報告書	施設の管理運営業務に関して事故が発生した場合は、直ちに甲へ報告を行い(甲の閉庁日を問わない)、事故報告書を提出すること。
その他の報告	上記に加えて、年に 1 回の利用者への満足度調査など甲から施設の管理運営業務に関して、定期又は必要に応じて報告を求められた場合はこれに従うこと。

(2) 実地調査

- 甲は、毎年、事業報告書等に基づき、業務内容に改善が必要と判断した場合のほか、管理運営状況の確認のため調査の実施が必要と判断した場合は、適宜、実地調査を行い、乙に対して指示、是正勧告等を行う。この是正勧告等によって改善が見られない場合は、指定期間中であっても指定管理者の指定を取り消す場合がある。

13 管理運営に対する評価等

- 乙による適正な管理運営の確保及び市民サービスの向上のため、甲は毎年度利用者満足度及び意見について調査するとともに、施設の管理運営に対する評価を行う。
- 毎年度の評価に際しては、選定評価委員会において乙から提出された事業報告書等により、協定締結内容(提案内容)が適切に実施されたかなどを評価する。
- 乙は、利用者満足度調査の実施について、甲の指示に従うこと。
- 利用者満足度調査の結果は、各施設において次回公募を実施する場合、指定管理者候補者の選定の際の選考材料とし、利用する場合がある。

14 業務を行うにあたっての基本的事項

(1) 関係法令等の遵守

- 地域交流センターの運営にあたっては、日本国憲法、地方自治法、神戸市立地域交流セン

ター条例及び同条例施行規則、神戸市民による地域活動の推進に関する条例、必要に応じて労働基準法や最低賃金法等労働関係法令、神戸市行政手続条例、個人情報の保護に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例、神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例、神戸市情報公開条例、神戸市情報セキュリティポリシーなどの関係法令等を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

- ・ 乙は、個人情報の保護に関する法律及び神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例に基づき、業務上知り得た個人情報を適切に保護すること。なお、指定期間終了後も同様とする。

(3) 守秘義務

- ・ 乙は、管理運営にかかる業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、本業務に使用する目的以外で使用してはならない。指定期間終了後も同様である。

(4) 情報公開

- ・ 乙は、管理運営にかかる業務に関して保有する情報の公開について、神戸市情報公開条例の趣旨に則り、甲の指示のもと必要な措置を講じなければならないものとする。

(5) 再委託の制限

- ・ 乙は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。但し、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、当該業務の一部に限り、第三者に再委託することができる。

(6) 要望等への対応

- ・ 市民からの要望等に対しては要望者の立場に立ち、誠実かつ丁寧な対応に努めるとともに、「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」第8条の「記録の例外」に該当する要望等を除き、重要な要望等については記録し、甲に報告・協議するとともに、乙の責任により対応すること。

(7) 消費税の適格請求書保存方式（インボイス制度）の対応

- ・ 乙において、適格請求書発行事業者登録を行わない場合はあらかじめ、その旨を利用者に承諾の上で利用してもらうことになる。
- ・ なお、適格請求書保存方式（インボイス）制度については、少額特例制度があり、税込1万円未満の課税仕入れ（1回の取引の合計）が適用対象となる。この場合、適格請求書（インボイス）の保存は不要である。しかし、課税事業者から交付を求められた場合は発行する義務が生じるので、乙においては、適格請求書発行事業者の手続きをとることが望ましい。課税事業者である取引相手（利用者）が仕入税額控除を受けるためには、適格請求書発行事業者登録をした乙により、適格請求書（インボイス）の交付や交付したインボイスの写しを保存する義務が生じるので、あらかじめ留意すること。

(8) 事業継続が困難になった場合の措置

- ・ 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、管理運営業務を継続することが困難であると判断したときは、その指定を取り消すものとする。この場合、甲に損害が生じた場合は協議のうえで、乙に賠償を求める場合がある。
- ・ 不可抗力等、甲乙のいずれの責めにも帰さない理由により、管理運営業務を継続することが困難である状況が発生したときは、リスク分担表に基づき費用の負担及び今後の対応について、双方で協議するものとする。
- ・ 上記の協議により、管理運営業務を継続することが困難であると甲が判断したときは、その指定を取り消すものとする。

(9) 業務の引継ぎ

- ・ 引継ぎにあたっては、次に掲げるとおり、市民サービスが低下しないよう十分な注意を払うこと。
- ・ 指定期間前であっても、従前の指定管理者との間で業務を円滑に引継ぐよう努めること。
- ・ 指定期間終了又は指定の取消しにより、次期指定管理者に引継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、業務引継書を作成し、必要なデータ等は無償で確実に引き継ぐこと。ただし、現指定管理者が作成したパンフレットやホームページなど現指定管理者が著作権を有するものの取り扱いについては、次期指定管理者と現指定管理者とで協議すること。なお、本業務に係る利用者情報及び施設情報、運営委員会、事業計画、収支計画、各月の歳出費目及び費用、予算・決算関連等の情報及びデータの所有権は甲が有する。また、行事の実施状況の詳細、当番のシフト表等運営に必要な情報及びデータは、甲からの要請に基づき、次期指定管理者へ提供すること。
- ・ 指定管理者が徴収した利用料金のうち、次期指定期間の利用料金（前納金）については次期指定管理者に引き継ぐものとし、同様に自主事業についても次期指定管理期間の参加費（前納金）は募集に係る必要経費を除き、次期指定管理者に引き継ぐこと。
- ・ 引継ぎにかかる費用は、現指定管理者と次期指定管理者が協議の上、負担すること。

(10) 福祉避難所の指定

- ・ 甲は、災害時に避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域交流センターや特別養護老人ホームなどを、「福祉避難所」に指定している。
- ・ 福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、甲が判断する。福祉避難所として開設した場合には、通常地域交流センターの運営業務はできない。
- ・ 福祉避難所は、甲が運営することになるが、乙にも可能な範囲で避難所運営への協力依頼をすることがある。

15 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たしている団体とする。

(1) 地域活性化のために活動できる団体であること。

- ・ 「神戸市立地域交流センター条例（同条例施行規則含む）」や「地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針」の趣旨を理解し、地域住民（団体含む）との連携や協力を積極的にいき、地域活性化のために活動できる団体であること。

※ 共同事業体を結成する場合は、応募時に「共同事業体結成届出書」を提出すること。

また、指定管理者候補者の選定後速やかに、代表者の権限や構成団体間の責任分担等を明記した「共同事業体協定書」を締結し、協定書の写しを神戸市に提出すること。

なお、同一の団体が複数の共同事業体に参加することは認められない。

※ 共同事業体は、各構成員の個性に着目して、評価・選考するため、構成員の変更はその前提事項が変更されることとなる。このため、原則として応募段階以降の構成員の加入・脱退は認めない。

(2) 次に掲げる各項目のすべてに該当しないこと。

- ・ 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
- ・ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等による手続き中である団体
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成 22 年 5 月市長決定、以下「暴力団排除要綱」という。)第 5 条各号に該当する団体
- ・ 団体、代表者が国税(法人税、所得税、消費税(地方消費税を含む))又は神戸市税を滞納又は未申告である団体
- ・ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定により、神戸市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
- ・ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体
- ・ 本公募の開始日から起算して過去 1 年以内に、甲又は他の地方自治体において乙の責に帰すべき事由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた団体

※ 応募資格を確認するため、提出いただく役員等名簿により、甲から警察等関係機関に対し調査・照会等を行う場合がある。

16 公募スケジュール※ 多少前後する可能性あり。

応募要領の配布期間	令和 7 年 10 月 27 日 (月) ～12 月 2 日 (火)
応募説明会の申込受付期間 (参加任意)	令和 7 年 10 月 27 日 (月) ～11 月 12 日 (水) 午後 5 時まで
現地見学会の申込受付期間 (参加任意)	令和 7 年 10 月 27 日 (月) ～11 月 14 日 (金) 午後 5 時まで
応募説明会(参加任意)	令和 7 年 11 月 13 日 (木) 午後 2 時～午後 3 時 場所：市役所本庁舎 24 階 1243 会議室
現地見学会 (参加任意)	希望により個別調整 (ただし、11 月 21 日(金)までに行う予定)
応募に係る質問受付期間	令和 7 年 10 月 27 日 (月) ～11 月 30 日 (日) 到着分まで

質問に対する神戸市からの回答	質問受付日から3営業日以内を目途に応募者全員へ回答
応募申請の受付	令和7年10月27日(月)～12月5日(金) 午後5時まで
事業計画書・提案書の受付	
(アピール資料(任意)含む)	
プレゼンテーション実施日	令和7年12月8日(月)・9日(火) 予定 ※日程は変更の可能性あり。詳細は応募申請者に別途通知
指定管理者選定委員会	令和7年12月18日(木) 午前
指定管理者候補者の決定	令和7年12月下旬～令和8年1月上旬頃

17 応募説明会・質問への回答

(1) 応募説明会(任意参加)

① 開催会場

- ・ 神戸市役所1号館24階(1243会議室)

② 申込方法

- ・ 「応募説明会参加申込書」(様式1)に必要事項を記入の上、令和7年11月12日(水)午後5時までに、本要領「22」の問合せ先のメールアドレスまでエクセルファイルを送付すること。

③ 注意事項

- ・ 出席者は、1団体あたり2名までとする。

(2) 現地見学会(任意参加)

① 実施日時

「見学会申込書」(様式2)のとおり。但し、見学希望者がいない施設は実施しない。
申込者と個別調整し、11月21日(金)までに実施予定。

② 申込方法

「見学会申込書」(様式2)に必要事項を記入の上、令和7年11月14日(金)午後5時までに、本要領「22」の問合せ先のメールアドレスまでエクセルファイルを送付すること。

③ 集合場所

対象となる各地域交流センターの施設前とする。

④ 注意事項

- ・ 参加者は1団体あたり4名までとする。
- ・ 施設には駐車スペースがないため、公共交通機関を利用するか、又は、施設近隣の駐車場を利用するなど、各参加者で対応すること。
- ・ 見学会当日の質問は受け付けない。

(3) 質問の受付と回答

① 質問方法

- ・ 「応募質問書」(様式3)に必要事項を記入の上、令和7年11月30日(日)中に、本要領「22」の問合せ先のメールアドレスまでエクセルファイルで送付すること。なお、当方法以外による質問及び期限を過ぎた質問への回答は行わない。

② 回答方法

- ・ 質問受付日から3営業以内を目途に質問者に対して、電子メールで回答する。また、すべての回答内容については随時ホームページに掲載する。なお、この際、質問者の団体名は記載しない。

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a52374/chiikikouryuucenterkoubo.html>

18 応募の申込及び辞退について

応募の申込は、原則としてメール等で次のとおり行うこと。

(1) 応募書類

① 申請者に関する書類

- ・ 次に掲げるア～ク（うちイは法人格を有する団体、キは任意、クは該当者のみ）を電子データで提出すること
- ・ また、共同事業体による申込の場合は、すべての構成員についてイ～カの書類の提出が必要である。

提出書類	備考
ア 指定申請書	・ 様式4
イ (法人のみ) ・ 法人登記事項証明書 ・ 印鑑証明書	・ 提出日から起算して3か月以内に発行されたもの
ウ 財務状況に関する書類	・ 過去1年間の財務監査資料など
エ 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容、活動内容等の概要	・ パンフレット等に代えても可
オ 定款、寄付行為、規約又はこれに類する書類	・ 既存のものを提出
カ 誓約書	・ 様式5
キ 事業実績等の概要	・ 提出は任意
ク 共同事業体結成届出書(共同事業体による参加申込の場合)	・ 様式6

- ・ 受付期限経過後に書類の提出があった場合、提出書類の不足がある場合、記載事項に虚偽又は重大な誤りがある場合は、応募申込は受け付けず、本公募への参加ができない。
- ・ 応募者は、指定申請書の提出をもって、本応募要領の記載内容に承諾したものとみなす。

② 事業計画書・提案書

- ・ 次に掲げるア～オまでの書類をデータで用意すること。なお、やむを得ず紙媒体で提出する場合は、A4サイズ両面印刷で出力すること。

提出書類	様式番号	備考
ア センターの管理運営に関すること	様式7	
イ センターで行う事業等に関すること	様式7	
ウ 貸館事業に関すること	様式7	
エ 収支予算書(施設管理・自主事業)	様式8	
オ その他事業の提案書 (提出は任意)	任意	・ 様式は任意する。但しA4サイズ、両面5ページまで

- ・ 事業計画書及び提案書の提出は、同一施設につき一案のみとし、複数案の提出があった場合はすべて無効とする。また提出済みの書類の差替え、変更、追加は認めない。

③ アピール資料（※提出は任意）

上記①及び②に定める各書類に加え、プレゼンテーション用として、任意で別の資料を用意する場合は、以下のとおり提出すること。

- ・ 様式は任意
- ・ 電子データで提出すること（データでの提出が難しい場合は、紙媒体でも可）
- ・ A4サイズ両面印刷で15枚30ページ（表紙と目次を含む）まで
- ・ 電子データのファイル形式は、Microsoft Powerpoint 又はPDFのいずれかとする。
- ・ 記載内容は、事業計画書及び提案書等（以下「事業計画書等」という。）に基づき、これらを補足するものに限り、事業計画書等に記載のない事項に係る提案は追加とみなし、当該事項のある資料はその部分のみ無効とする。
- ・ 資料の提出は一案のみとし、複数案の提出があった場合は全て無効とする。
- ・ 提出済みの書類の差替え、変更、追加は認めない。

（２）提出方法

- ・ 上記①～③の書類について、令和7年12月5日（金）午後5時までに、電子メールにてデータを送付すること。
- ・ 電子データでの提出が難しい場合は、紙媒体での提出も可とする（提出期限は同じ）。

【電子データによる提出の場合】

- ・ 押印を要する書類については、押印した書類をスキャンするなどデータ化した上で提出すること。
- ・ 原則PDF形式とし、どれがどの書類か判別できるようファイル名をつけてCD-Rまたは大容量ファイル送信サービス等を利用して提出すること。
- ・ 電子メールにて送付する際には、件名を「(事業者名)地域交流センター応募書類」とすること。

【紙媒体で提出する場合】

- ・ A4サイズで出力し、1セット提出すること。
- ・ 書類にインデックスを貼付するなど、どれがどの書類か判別できるようにして提出すること。
- ・ 持参による場合は、事前に連絡の上、平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時の間に提出先に持参すること。
- ・ 郵送・宅配による場合は、送付記録が残る方法により受付期限までに提出先に必着するように送付すること。

（３）提出先

- ・ 本要領「22」のとおり

(4) 費用の負担

- ・ 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。

(5) 応募者の失格

- ・ 応募申請の受付後でも、応募者が審査・選定までの間に次の項目に該当した場合は失格とする。共同事業体の場合、構成する一つの団体が該当した場合でも同様に失格とする。
- ・ 本応募要領に定める応募資格を喪失した場合
- ・ 本応募要領に定める手続きを遵守しない場合
- ・ 応募者に虚偽の申請・記載があった場合
- ・ 提案の採否の働きかけを行うなど指定管理者の選定に関して、応募者又はその代理人等の関係者が神戸市職員、選定評価委員会の委員と不正な接触をもった場合
- ・ 本応募要領に定める応募書類が提出期限を過ぎて到着した場合
- ・ その他不正な行為があった場合

(6) 提出書類の取扱い

① 著作権の帰属

- ・ 応募書類の著作権は、応募者に帰属する。応募書類に含まれる特許権、意匠権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象とであるものを使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- ・ 上記に関わらず、指定管理者の選定の公表等に必要な場合に、甲は、応募書類の著作権を無償で使用できるものとする。

② 提出書類の公開

- ・ 本公募に関して提出された書類は、神戸市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合、同条例第 10 条に該当する情報、例えばプライバシー情報（従業員の氏名・経歴・顔写真等）や、法人等情報（運営組織の人員数、収支計画の積算内訳の詳細・独自の技術的情報や経営ノウハウ・契約予定先の団体名等）を除いて、請求者に対して開示されるものとする。

③ 提出書類の返却

- ・ 提出された書類は、返却はしない。

(7) 神戸市提供資料の取扱い

- ・ 甲から提供を受けた資料について、本要領に基づく応募以外の目的で使用する事及び甲の事前の承諾を得ず、第三者に開示したり使用させたりすることはできない。

(8) 応募の辞退

- ・ 応募書類提出後の辞退は、正当な理由がある場合に限り認める。その際には、速やかに辞退届(様式任意。但し、辞退年月日、辞退理由、団体名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印済みのもの、なお法人の場合は法人所在地、法人の名称も記載すること)を提出すること。

19 指定管理者候補者の選考

(1) 選考方法

指定管理者選定委員会による選考過程を経て、指定管理者候補者を決定する。

① 開催日時

- ・ 令和7年12月18日（木）午前中（出席は不要）

② 開催会場

- ・ 神戸市役所1号館（予定）

(2) 選考基準

神戸市立地域交流センター条例（地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針の内容）や神戸市民による地域活動の推進に関する条例における理念への理解、事業計画の具体性、運営体制、運営費、地域活動や社会貢献活動、施設管理運営等の実績、地域とのかかわり等を総合的に評価して選考する。詳細な評価項目は、別添10を参照すること。

選考基準		配点
申請者に関する項目	市内における拠点の有無	10
	地域団体との連携実績	
施設運営の基本方針	施設の運営方針の内容	10
運営体制	管理パターンに沿った確実な体制の確保	20
	管理運営の効率化にむけた工夫	
	地域や関係団体との連携	
	施設の管理当番の育成	
事業(活動)計画や提案	提案内容	20
貸館事業やサービス向上に対する考え方	サービス向上や利用者の満足度向上のための工夫	30
管理コスト	実現可能性	10
合 計		100

(3) 最低基準に達していない場合の取扱い

- ・ 選定評価委員会の選考の結果、応募団体が指定管理者として必要な最低基準を満たしていないと判断された場合は、指定管理者候補者を選定せず、再度公募を行う場合がある。

(4) 会議の公開

- ・ 指定管理者候補者の選定に関する選定委員会の会議は、「神戸市指定管理者選定評価委員会規則」に基づき非公開とする。

(5) 選定結果の公表及び通知

① 公表及び通知の時期

- ・ 令和7年12月下旬～令和8年1月上旬

② 通知方法

- ・ すべての応募者に文書で選定結果及び採点結果を通知する。

③ 公表方法

- ・ 神戸市ホームページにて公表する。

④ 公表内容

- ・ 選定結果、採点結果、応募のあったすべての団体の名称。

(6) 指定管理者候補者の辞退

- ・ 指定管理者候補者の選定後、甲が指定管理者として指定をするまでの間に指定管理者候補者が辞退した場合には、次点者（最低基準を満たしている必要あり）が指定管理者候補者となる。次点者の権利は、神戸市会において指定管理者候補者に対する議案が可決された時点で喪失するものとする。

(7) 異議の申立て

- ・ 応募者は、指定管理者候補者の選定後、本応募要領等について不知または不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

20 選定から協定締結まで

(1) 細目協議

- ・ 指定管理者候補者の選定後、甲と指定管理者候補者は、提案内容に基づいて、指定期間中に実施する項目等の確認を行う。甲が、実施困難と判断した場合は提案内容の一部について実施を認めない場合がある。また、甲は必要に応じて、提案内容の修正を求めることができる。
- ・ 甲が、細目協議において、指定管理者候補者の責に帰す事由により提案内容の実現可能性が著しく低いと判断した場合は、指定管理者候補者との協議を打ち切り、次点者（最低基準を満たしている必要性あり）と細目協議を行うこととする。次点者との細目協議が整った場合、次点者を指定管理者候補者とする。
- ・ 法令や地域の実情等により、指定管理者候補者の提案が必ずしも実現できるとは限らない。提案内容が実現しないことから生じる一切の費用について甲は補償しない。

(2) 指定の手続き

- ・ 神戸市会において、指定管理者として指定する議案の可決後、指定管理者として指定する。
- ・ 指定にあたっては、文書で通知するとともに、神戸市立地域交流センター条例に基づき告示する。なお、議会の議決が得られなかった場合又は議案が否決された場合において、甲は指定管理者候補者が本公募において負担した一切の費用について補償しない。
- ・ 神戸市会における議決前に、本要領に定める応募者の失格の事由に該当する等指定管理者として指定することが不適当と認める事情が生じたときは、指定管理者候補者としての資格を取り消す。なお、この場合、甲は指定管理者候補者が本公募において負担した一切の費用について補償しない。

(3) 協定の締結

- ・ 指定管理者として指定後、甲と乙は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行ったうえで指定管理協定を締結する。

21 指定の取り消し等

- ・ 甲は、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消し又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。なお、指定の取消し及び停止により指定管理業務を行わなかった分の指定管理料は減額する。
 - ① 乙が、甲の指示又は監督に従わない場合
 - ② 乙が職員を雇用する場合、指定管理業務等に関わっている労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項に違反したとして検察官に送致されたとき
 - ③ 暴力団関係事業者であることが判明したとき
 - ④ その他管理業務を継続することが適当でないと甲が認めるとき
- ・ 乙が職員を雇用する場合、指定管理業務等に関わっている労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項に違反したとして検察官に送致されたこと、又は暴力団関係事業者であることを理由として指定の取り消しを行う場合、甲は提案上の令和8年度指定管理料の10分の1に相当する額を違約金として乙に請求する。
- ・ 甲が、指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合において、乙に発生した損害について、甲は一切の賠償又は補償の責を負わない。
- ・ 指定期間の途中で、指定の取消しがあった場合の指定管理料の計算は、当該年度の指定管理を365日（ただし、閏年においては366日）で除した額に、4月1日から乙が指定を取り消された日までの日数を乗じて得た額とする。

22 問い合わせ・提出先

担当部署 : 神戸市地域協働局地域活性課

所在地 : 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館23階

電話番号 : 078-322-6486

電子メール : model@city.kobe.lg.jp

担当者 : 横山・谷口

別添 1 施設の概要

別添資料のとおり

別添 2 管理パターンと指定管理料の考え方

1. 管理パターン

指定管理者は管理パターン（Dを除く）を以下から選択し、本市に提案すること。

※パターンDの完全無人については、特定地域のみを想定しているため、提案することはできない。

指定管理料は、以下のパターンと施設の面積等に応じて決定される。

	パターンA	パターンB	パターンC	パターンD※
利用可能日	平日4日間＋土曜・日曜			
管理者が 常駐する日	平日4日間	平日4日間＋土 曜日	利用可能日の全 日	完全無人
利用可能 時間	9時～21時 ※12時～13時・16時～21時については、利用希望がある場合は使用可能			
有人管理の 時間	原則9時～16時			

2. 指定管理料の考え方

経費区分	運営交付金
基本運営費 （完全無人管理Dの場合 は支給しない）	月額20,000円（年額240,000円） 以下、条件に応じて増額 ・土曜日でも当番管理を行う場合（B）は月額40,000円（年額480,000円） ・土曜日・日曜日両日ともに当番管理を行う場合（C）は月額60,000円 （年額720,000円） ・なお、閉館日を設けない場合は、月額10,000円を増額 （最大年額120,000円）
特別運営費 （右記条件に該当する 場合のみ支給、概算払い による年度末精算）	夜間時間帯（17時以降に2時間以上）に当番を設けて対応する場合 日額2,000円※ ※年度当初の協定書に基づく概算払いとし、年度末に開館実績に 応じて精算する。ただし、指定管理者による夜間時間帯の利用は実績 に含めない。電子錠の活用等、無人管理の場合は支給しない。
その他管理費 （管理運営物件の面積 に応じて支払う）	運営交付金月額（※） ① 200㎡未満 90,000円以内（年額1,080,000円） ② 200㎡以上300㎡未満 100,000円以内（年額1,200,000円） ③ 300㎡以上500㎡未満 120,000円以内（年額1,440,000円） ④ 500㎡以上 150,000円以内（年額1,800,000円）
スマートロック・予約シ ステム等導入支援 （導入時のみ支給）	予約管理システムのみ導入→月額10,000円 電子錠のみ導入→月額10,000円 電子錠と予約管理システム両方導入→月額20,000円

別添 3 各施設指定管理料概算

※1 予約管理システムと電子錠を導入した場合

※2 いずれも特別運営費（夜間 17 時から 21 時までの間の 2 時間以上を有人で管理する場合は日額 2,000 円を支給、ただし、指定管理者による事業は対象外）を含まず。

熊野地域交流センター（面積：262.48 m ² ）	
管理パターン A：1,680,000 円 管理パターン B：1,920,000 円 管理パターン C：2,160,000 円	
箕谷地域交流センター（面積：153.50 m ² ）	
管理パターン A：1,560,000 円 管理パターン B：1,800,000 円 管理パターン C：2,040,000 円	
つつじが丘地域交流センター（面積：222.09 m ² ）	
管理パターン A：1,680,000 円 管理パターン B：1,920,000 円 管理パターン C：2,160,000 円	
太山寺地域交流センター（面積：267.45 m ² ）	
管理パターン A：1,680,000 円 管理パターン B：1,920,000 円 管理パターン C：2,160,000 円	
その他特記事項	・地域団体等が公益活動（防災など）の目的で施設敷地内に資材倉庫等の設置を希望する場合がある。その場合は甲において乙と協議のうえで、許可を行い、適当な場所に設置させること。

別添４ 利用料金上限表（神戸市立地域交流センター条例に基づく）

使用の許可に係る期間の単位及び施設等の利用料金

施設等	利用料金			
	午前 (9時-12時)	午後 (13時-16時)	午前・午後 (9時-16時)	夜間 (17時から21時の うち2時間ごと)
地域活動コーナー	3,000円	3,000円	6,000円	3,000円
洋室	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円
調理室	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円
和室	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円
地域活動コーナーと調理室	4,000円	4,000円	7,000円	4,000円
附属設備	1 設備 1 回につき 5,000円			

備考

- 時間外利用料金の額の算定に当たっては、1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間として計算する。
 - 地域活動コーナー 1,000円
 - 調理室 400円
 - 地域活動コーナー及び調理室 1,400円
 - 洋室 700円
 - 和室 700円
- 夜間の利用料金は2 時間単位の利用を原則とし、2 時間未満の端数が生じたときは、2 時間として計算する。
- 許可を得た時間内に利用を終えても、返金を行わない。

別添5 リスク分担

項目		リスク分担	
		市	指定管理者
法令等の変更			
指定管理者制度や施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議による		
上記以外の法令等の変更		○	
税制度の変更（指定管理料にかかる消費税を除く）		○	
物価・金利の変動		○	
需要の変動		○	
事故発生（情報漏えい等を含む）			
指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○	
施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの	○		
上記以外の理由によるもの	協議による		
施設・設備の損傷			
指定管理者の故意・過失によるもの		○	
施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○		
上記以外の理由によるもの	協議による		
備品の損傷		○	
周辺地域・住民・利用者への対応			
施設の設置に関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	○		
指定管理者が行う業務及び自主事業に起因する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応		○	
上記以外のものに関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	協議による		
第三者への賠償（国家賠償法に基づく求償権を市が指定管理者に行使する場合を含む）			
指定管理者としての業務及び自主事業により損害を与えた場合		○	
施設・設備の設置に関する瑕疵により損害を与えた場合	○		
上記以外の理由で損害を与えた場合	協議による		
事業の中止、変更、延期			
指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○	
市の責めに帰すべき事由によるもの	○		
上記に定めるもののほか不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、テロ、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク			
事故発生時の初期対応		○	
施設・設備・物品の復旧費用 （ただし、市の所有するものに限る）	○		
施設・設備・物品の復旧費用 （ただし、指定管理者の所有するものに限る）		○	
事業の中止、変更、延期等に伴う費用		○	
業務の引き継ぎに関する費用（引き継ぎを受ける場合及び次期指定管理者に引き継ぐ場合とも）		○	

別添 6 光熱水費の実績について

- 光熱水費等の支払いにおいて、支出の原因である事実が存した期間が年度をまたぐ場合は、支払い期限の属する年度に支出される必要があります（地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 3 号）。このため、使用の実績に関わらず、指定期間中に支払い期限を迎える光熱水費は、当該期間の指定管理者が負担することとなります。
- 以下は、過去 3 年度分の実績です。収支予算書等作成の際の参考としてください。

(ア)熊野地域交流センター

期間	電気代	ガス代	水道代
令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	345,042 円	25,663 円	84,484 円
令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	308,461 円	22,940 円	72,857 円
令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	320,719 円	13,266 円	73,308 円

(イ)箕谷地域交流センター

期間	電気代	ガス代	水道代
令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	455,447 円	30,806 円	39,851 円
令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	404,169 円	24,455 円	37,035 円
令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	418,824 円	21,158 円	35,419 円

(ウ)つつじが丘地域交流センター

期間	電気代	ガス代	水道代
令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	213,376 円	60,404 円	38,109 円
令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	213,863 円	23,764 円	35,100 円
令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	207,367 円	35,086 円	33,345 円

(エ)太山寺地域交流センター

期間	電気代	ガス代	水道代
令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	330,128 円	12,669 円	33,597 円
令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	291,426 円	11,640 円	32,228 円
令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	350,160 円	12,553 円	32,327 円

別添 7 神戸市地域交流センター条例

別添 8 神戸市地域交流センター条例施行規則

別添 9 地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針

別添 10 選考における評価項目

別添 11 備品一覧

①熊野地域交流センター

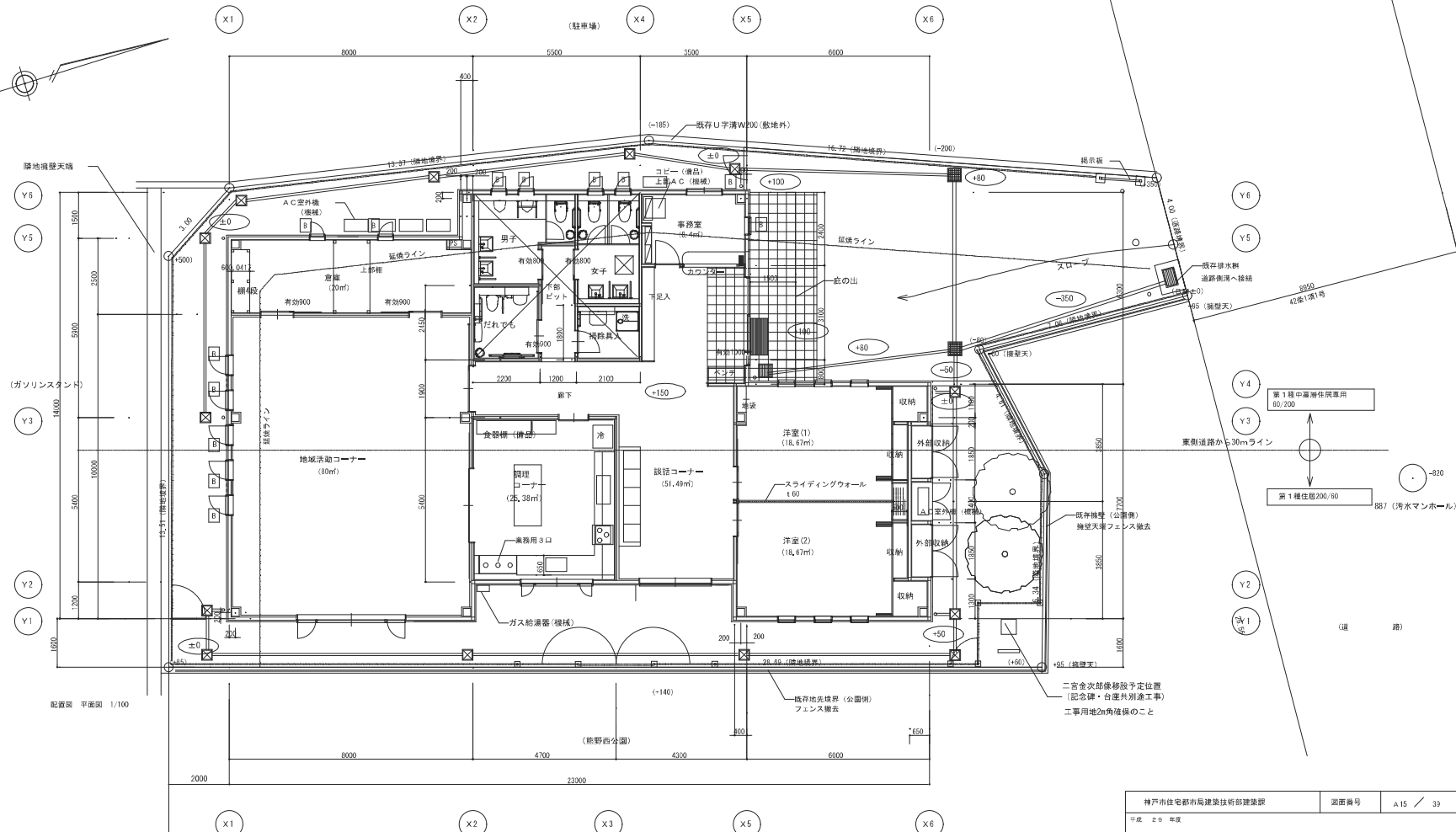
別添 1



住 所：神戸市兵庫区鶴越町1-20
概 要：狭小で老朽化した旧熊野地域福祉センターを2018年に新しく建て替え。
隣接する公園との一体利用が可能。
建 築 年：2017年（築年 8 年）
面 積：262.48㎡
運営協力金収入（令和 6 年度）：206,300円

熊野地域交流センター平面図

※現況と異なる場合がありますので
ご了承ください。



ピンク文字は既存レベルを示す
①00 G.L.からのレベルを示す
設計G.L.±0 = (BM+700)
B 延焼ラインにかかる開口部は
防火設備とする。

神戸市住宅都市局建築技術部建築課	図面番号	A15 / 39
平成 20 年度	熊野地域福祉センター新築工事	
図面リスト	縮尺	施設番号
配置図・平面図	A 3515 00	
1 / 100		平成 30年 3月 日作製
5 cm		A2図幅

完成図

②箕谷地域交流センター

別添 1



住 所：神戸市北区緑町4-6-3
概 要：山の街住宅と併設
建 築 年：1979年（築年46年）
面 積：153.5㎡
運営協力金収入：301,000円（令和6年度）

※現況と異なる場合がありますので
ご了承ください。



③つつじが丘地域交流センター

別添 1



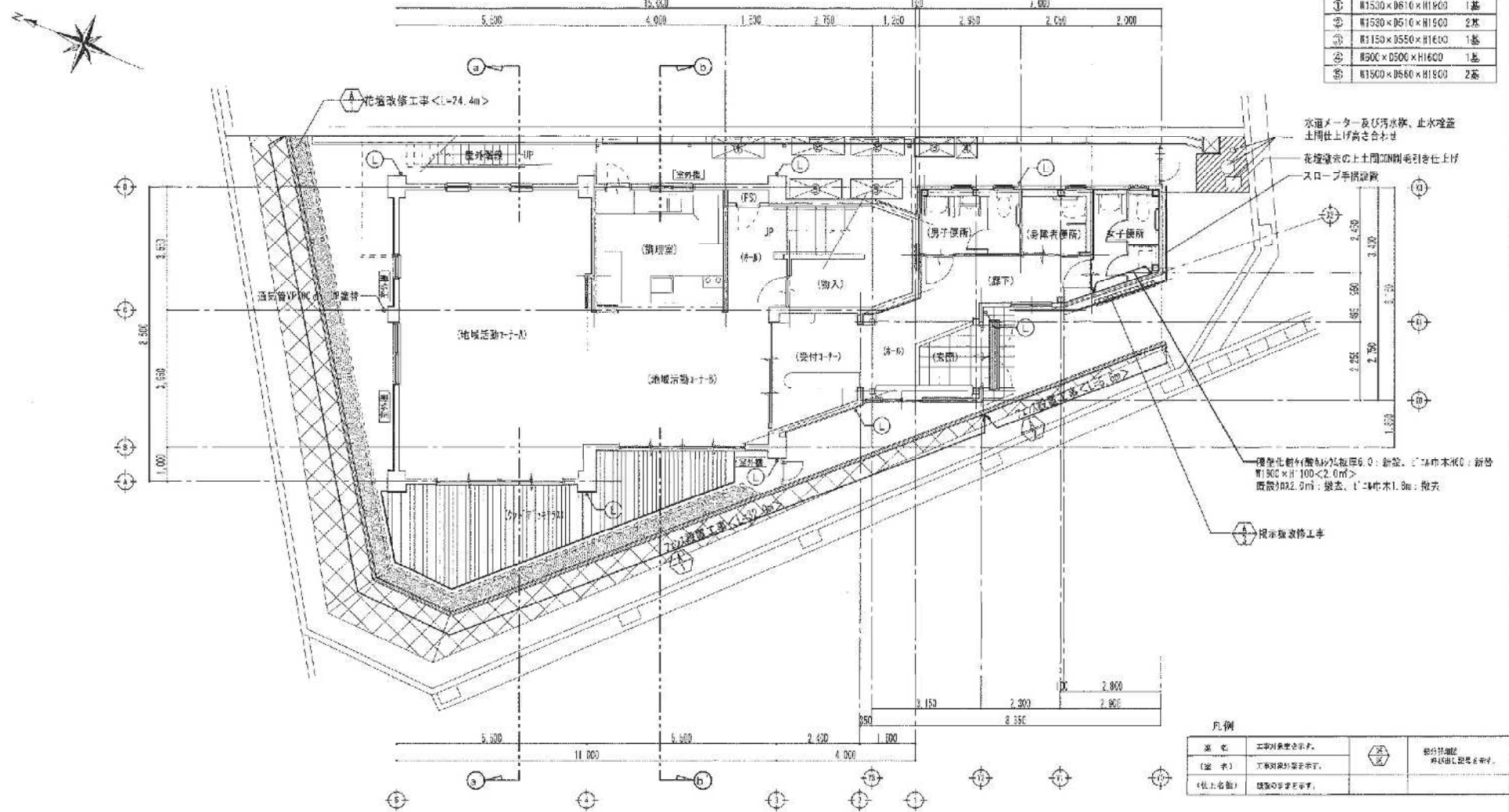
つつじが丘地域交流センター外観

住 所：神戸市垂水区つつじが丘4-6-7
建 築 年：1989年（築年36年）
面 積：222.09m²
運営協力金収入（令和6年度）：284,300円



つつじが丘地域交流センター1階平面図

※現況と異なる場合がありますので
ご了承ください。



1階平面図 1/80

※ 記載無き外壁仕上げは、(A)とする。外壁補修部は、下地処理で十分準備後、塗装を行う。 ※ 建築基準法は全て新設とする。

記号	改修内容	記号	改修内容	記号	改修内容
A	外壁<1階1号>：全面高圧洗浄後、ひび割れ及び欠損等修補下地調整の上、可とう防水剤を施工し、外壁塗装。	F	軒裏<コンクリート>：全面高圧洗浄後、下地調整の上、外壁塗装。	K	既設設備修繕部の上、11500×6610×H1600の既設設備を撤去し、付帯部を撤去し、新設。
B	外壁<1階2号>：全面高圧洗浄後、ひび割れ及び欠損等修補下地調整の上、可とう防水剤を施工し、外壁塗装。	G	屋上平場：既存加床<系1-1>の撤去工事。2階の上、合成高分子シート防水。屋根の固定工事。	L	既設設備の撤去の上、11500×6610の既設設備を撤去し、新設。
C	外壁<1階3号>：水洗い清掃。	H	屋上立上：既存加床<系1-1>の撤去工事。2階の上、合成高分子シート防水。屋根の固定工事。	M	数部：下地調整の上、DP<系1-1>の撤去。
D	外壁<1階4号>：水洗い清掃。	I	屋上平場、立上：並列部分の撤去下地調整の上、外壁防水<系1-1>。	N	打撃目地シーリング打替 PU-2 20×10
E	屋根：カバー工法、金属屋根板を撤去し、11500×6610の既設設備を撤去し、新設。	J	梁天端、柱天端：既設部分の撤去の上、下地調整の上、外壁防水<系1-1>。	O	換気ダクトシーリング打替 MS-2 10×10

凡例

※	工事対象を示す。	※	部分修繕部を示す。
(撤去)	工事対象外を示す。		
(仕上名称)	既設のままである。		

工事概要<1階・外壁>

箇所	改修仕様
女子トイレ	既設設備の撤去の上、11500×6610の既設設備を撤去し、新設。
外壁<1階>	既設設備の撤去の上、11500×6610の既設設備を撤去し、新設。

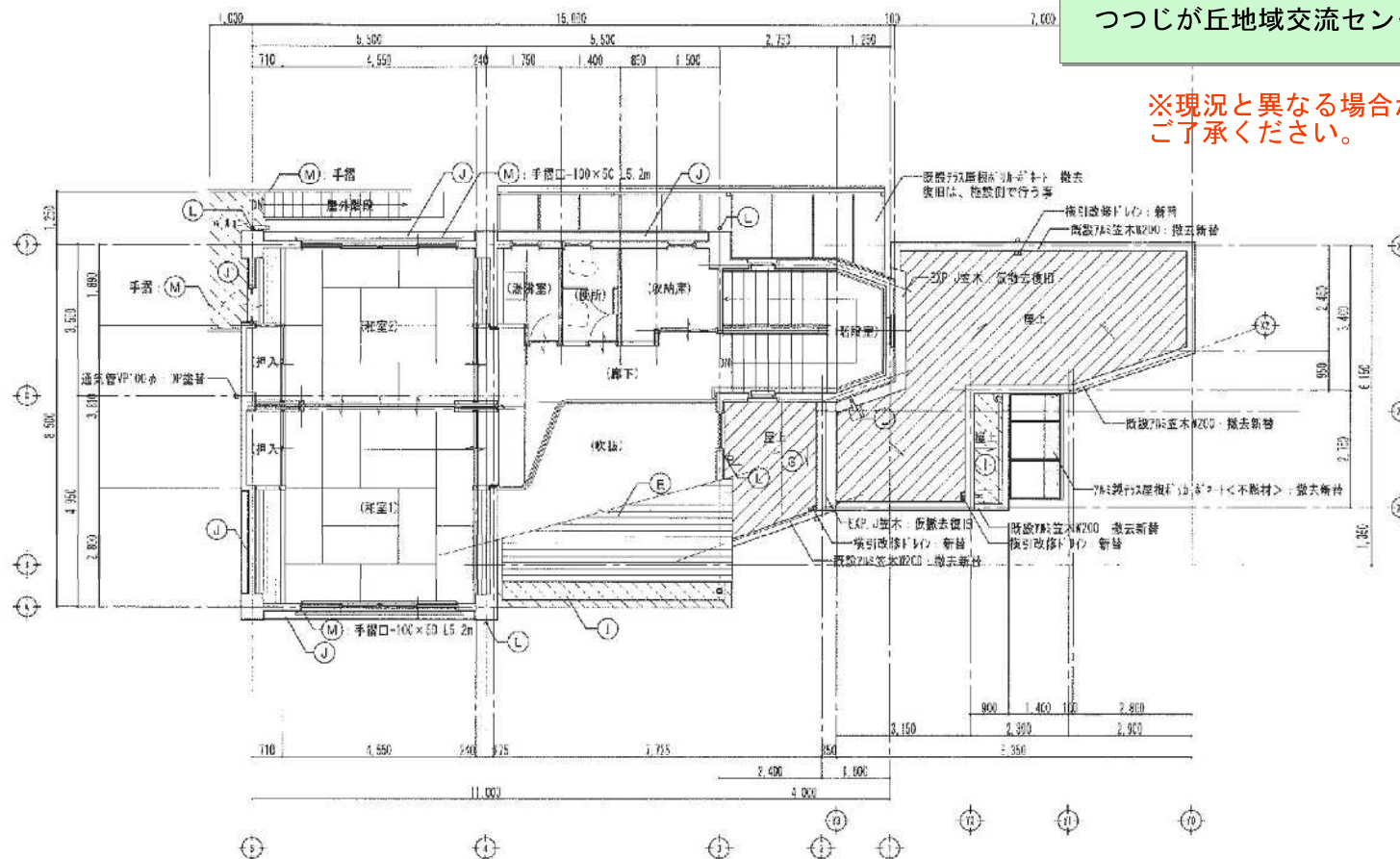
神戸市建設委員会 調査 調査番号 A15

令和2年度 つつじが丘地域福祉センター外壁他改修工事

図面リスト	図面番号
1階平面図	A-2881-00
完成図	

つつじが丘地域交流センター2階平面図

※現況と異なる場合がありますのでご了承ください。



2階平面図 1/60

※記載無き外壁仕上げは、(A)とする。外壁補修部は、下地処理で十分平滑後、塗装を行う事。 ※ 柱間壁(パーティション)は全て新設とする事。

記号	改修内容	記号	改修内容	記号	改修内容
(A)	外壁<エポキシ>：全面高圧洗浄後、ひび割れ及び欠損等修補下地調整の上、可とう形改修用仕上塗材RE仕上	(F)	軒裏<エポキシ>：全面高圧洗浄後、下地調整の上、外透気塗材仕上	(K)	既設端ど製網隠蔽の上、 A7-B1A7 900mm幅板金裏打ち網隠蔽金物782型：新設
(B)	外壁<ALC壁>：全面高圧洗浄後、ひび割れ及び欠損等修補下地調整の上、可とう形改修用仕上塗材RE仕上	(G)	屋上平場 既設加硫ゴ(系)シート防水(S-F1)接着工法厚1.2mmの上、合成高分子2成分2液防水 塩化ビニル工法	(L)	既設VF75の撤去の上、35-VF75φ：新替 SUS鋼金物φ120：新替
(C)	外壁<タ>：水洗い清掃	(H)	屋上立上 既存加硫ゴ(系)シート防水(S-F1)接着工法厚1.2mmの上、合成高分子2成分2液防水 接着工法	(M)	敷板：下地調整の上、DP(1)部：巻替
(D)	外壁<タ>：水洗い清掃	(I)	屋上平場、立上：美観部分修補下地調整の上、塗膜防水<X-2>	(N)	打替日地シーリング打替 PU-2 20×10
(E)	屋根：カバー工法、金属屋根裏きき<35-1A7 900mm幅板L=0.45>一部既設板金有りく覆加-水切り等>	(J)	床天端、窓木天端：既設部分補修の上、下地調整の上、塗膜防水<X-2>	(O)	流気引列道りシーリング打替 MS-2 10×10

凡例

区 画	工事対象を示す。	図 例	部が修繕部を示す。
(壁 窓)	工事対象を示す。		
(仕上 他)	図例のよき参照。		

神戸市建設住宅局建築課	図面番号	A16
令和2年度 つつじが丘地域福祉センター外壁他改修工事		
図 面 リ ス ト	縮 尺	施 設 番 号
2階平面図	1/80	A-2881-00
完 成 図		

④太山寺地域交流センター

別添 1

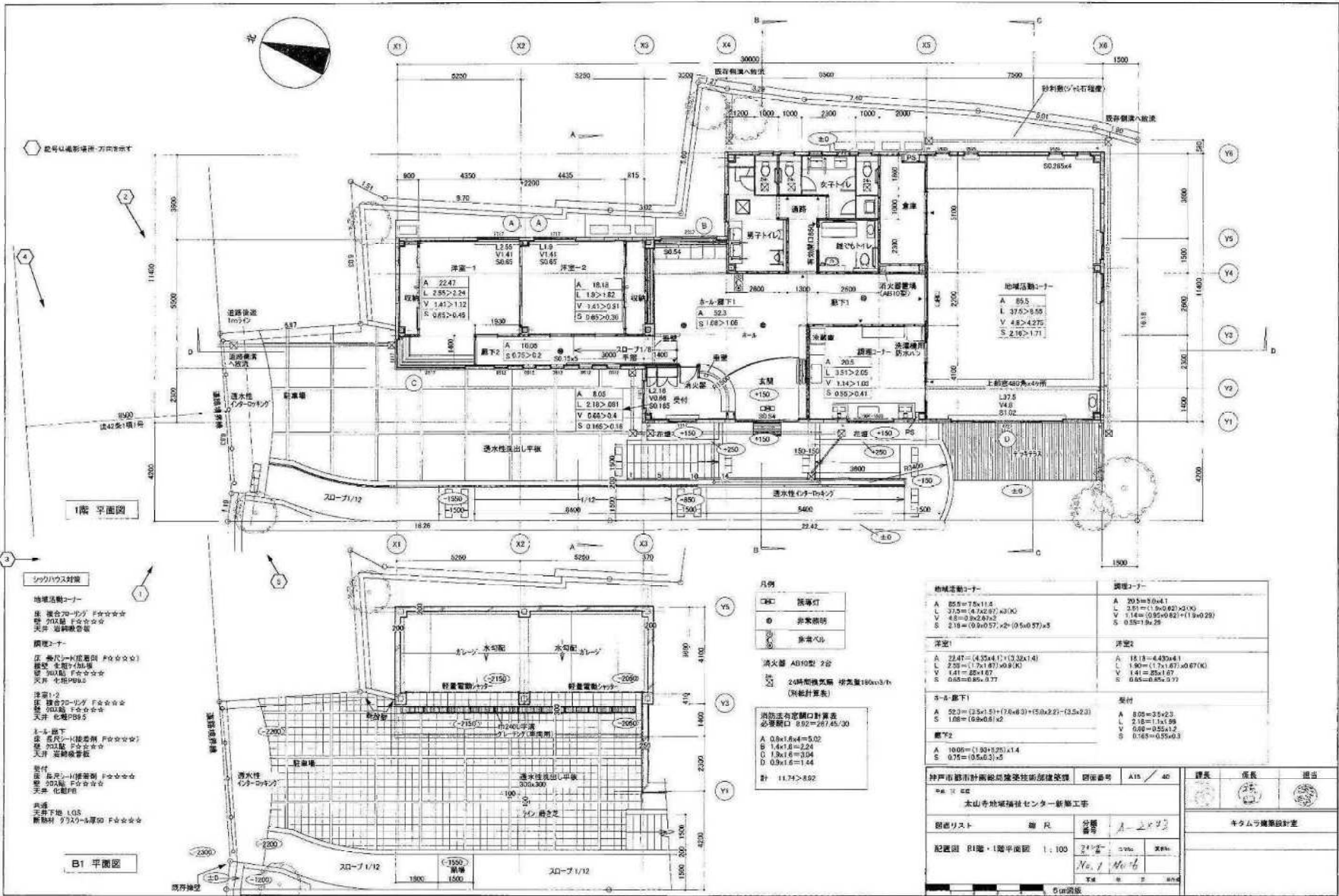


住 所：神戸市西区前開南町2-1-20
建 築 年：2006年（築年19年）
面 積：267.45㎡
運営協力金収入（令和6年度）：66,300円



太山寺地域交流センター平面図

※現況と異なる場合がありますので
ご了承ください。



神戸市立地域交流センター条例

(設置)

第1条 神戸市民による地域活動の推進に関する条例(平成16年3月条例第58号)の理念の実現に向け、同条例第12条第1項の規定に基づき、地域活動(多様な地域活動主体による同条例第2条第7号の地域活動をいう。以下同じ。)の場として、地域社会に貢献する人材の育成や集積を行い、これらの人材やその他の人々との間において交流や連携を図ることにより、さらなる地域活動の促進及び地域社会の課題解決に寄与することを目的とする拠点として、神戸市立地域交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 センターにおいては、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域活動、社会貢献活動及び住民交流に関すること。
- (2) 各種地域団体等の健全な育成を図ること。
- (3) 地域活動及び社会貢献活動に係る情報を集積し、及び発信すること。
- (4) 地域活動及び社会貢献活動に係る人々の間における連携及び交流に関すること。
- (5) 地域における諸会合並びに研修及び活動の場として施設を利用させること。
- (6) 活動を通じた地域社会の課題解決並びに社会貢献に係る調査、研究、実践及びこれらに対する支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業。

(施設)

第4条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 地域活動コーナー
- (2) 調理室
- (3) 洋室

(4) 和室

(5) 多目的ホール

(6) フリースペース（共用使用を原則とする施設をいい、これに類するものを含む。）

（使用の許可）

第5条 施設等（前条に規定する施設及びその附属設備をいう。以下同じ。）を使用する者（以下「使用者」という。）は、前条第1号から第5号までの施設の使用について、あらかじめ、申請により、センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 使用者は、前条第6号の施設を占有して行う使用について、あらかじめ、申請により、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、前2項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

4 指定管理者は、前3項に規定する事務の執行に当たっては、地域活動の場の提供その他のセンターの設置の目的を踏まえ、当該目的が効果的に達成されるよう努めなければならない。

（使用の許可に係る期間の単位）

第6条 前条第1項の許可は、別表第2に掲げる区分により行うものとする。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この区分によることなく、時間を単位として許可を行うことができる。

2 別表第2に掲げる夜間の使用の許可に係る申請は、あらかじめ指定管理者が定める期限までにしなければならない。

（使用の許可に係る区画の単位）

第7条 第5条第1項の許可は、その部屋ごとに与えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の許可は、使用しようとする者の申請により、部屋の一部又は指定管理者が指定する区画を単位として許可することができる。指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認めるときも、同様とする。

(対価の収受等に係る申告)

第8条 使用者は、入場料、受講料その他の対価の収受を伴う施設等の使用又は飲食等を伴う施設等の使用をしようとするときは、規則で定めるところにより第5条第1項及び第2項の申請の際に、申告しなければならない。

(許可の基準)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項及び第2項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 専ら営利を目的として使用するとき。
- (4) 第4条第6号の施設の占有が、センターの公衆の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不適當であると認めるとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項及び第2項の許可をしないことができる。

- (1) センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

(使用期間)

第10条 施設等に係る使用期間は、市その他公共団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するために使用する場合を除き、引き続き5日を超えることはできない。ただし、指定管理者が第1条の目的を達成するため特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金等)

第11条 指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

2 第5条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

- 3 前項に定めるもののほか、住民の利用に供する目的で設置する設備を使用する者は、設備当たり500円を上限としてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 4 市長は、前2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公表するものとする。
- 5 指定管理者は、規則で定める特別の理由があるときは、利用料金を免除することができる。
- 6 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還することができる。
- 7 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(特別の設備の設置等)

第12条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 第5条第3項及び第9条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 第5条第1項及び第2項の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
 - (2) 許可された使用目的と異なった目的に施設等を使用したとき。
 - (3) 許可に付した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (5) 第9条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定によ

る許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1) センターの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(入館の制限等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者

(4) 施設等及び次の各号に掲げるもの（これらに類するものを含む。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

ア センターにおいて展示されている資料

イ センターにおいて閲覧することができる資料

ウ センターにおいて所蔵する資料

(5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第16条 何人も、センター内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為

(2) 騒音又は大声を発する行為、暴力を用いる行為、その他他人の迷惑になる行為

(3) センター内の施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失する行為又はこれらのおそれのある行為

(4) 喫煙又は所定の場所以外の場所での飲食

(5) 所定の場所以外の場所への立入り

(6) 個人的な占有利用（特に必要があるものとして市長が別に定める場合を除く。）

(7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(8) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(9) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(10) 許可を受けない広告類を掲出し、又はまき散らす行為

(11) 許可を受けない寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供

(12) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理運営上支障があると認める行為

（立入り等）

第17条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

（原状回復の義務）

第18条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第5条第1項及び第2項、第12条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（損害の賠償等）

第19条 センター内において、第15条第4号に規定するものを汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者の指定等）

第20条 市長は、次に掲げるセンターの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

(1) 第3条に規定する事業に係る業務

(2) センターの利用及びその制限に関する業務

(3) センターの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(施行細目の委任)

第21条 センターの利用可能時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から起算して4月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1（神戸市立雲中地域交流センターに係る部分を除く。）の規定
令和8年4月1日

(2) 次項及び附則第9項の規定 公布の日

(3) 附則第5項の規定 令和8年1月1日から令和8年4月1日までの範囲
内において規則で定める日

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定、許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(ふれあいのまちづくり条例の廃止)

3 神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年3月条例第40号）は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例第2条及び別表第1の規定に基づきセンターが設置されたときは、設置されたセンターに相当する神戸市ふれあいのまちづくり条例別表中神戸市立地域福祉センターの名称及び位置の規定は、センターが設置された日の前日限り、その効力を失う。

(神戸市民による地域活動の推進に関する条例の一部改正)

5 神戸市民による地域活動の推進に関する条例（平成16年3月条例第58号）の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第２条　[略] (1)、(2)　[略] (3) <u>ふれあいのまちづくり協議会</u> 第２号のうち <u>地域福祉活動及び住</u> <u>民間の交流活動の促進を図るた</u> <u>め、地域の公共的団体の代表者及</u> <u>び地域の住民により自主的に組織</u> <u>する団体をいう。</u> (4)　[略] (5) <u>地域組織等　地域組織、ふれあ</u> <u>いのまちづくり協議会、ＮＰＯ、事</u> <u>業者その他の団体をいう。</u> (6)～(8)　[略] (<u>地域組織、ふれあいのまちづくり</u> <u>協議会及びＮＰＯの役割</u>) 第４条 <u>地域組織、ふれあいのまちづ</u> <u>くり協議会及びＮＰＯは、地域社会</u>	(定義) 第２条　[略] (1)、(2)　[略] (3)　[略] (4)～(6)　[略] (<u>地域組織及びＮＰＯの役割</u>) 第４条　地域組織及びＮＰＯは、地域 社会でその一員として自己の責任の

でその一員として自己の責任の下に活動し、広く地域住民から理解され、及び支持されるよう努めるとともに、必要に応じて、他の<u>地域組織等</u>及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。	下に活動し、広く地域住民から理解され、及び支持されるよう努めるとともに、必要に応じて、他の<u>地域組織、NPO、事業者その他の団体（以下「地域組織等」という。）</u>及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。
---	---

（指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務）

- 6 市長が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第5条から第7条まで、第9条、第10条、第12条第1項、第14条、第15条、第16条第12号、第17条及び第18条第2項の規定の適用については、第5条第1項中「センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第5条第2項から第4項まで、第6条、第7条、第9条、第10条、第12条第1項、第14条、第15条、第16条第12号、第17条及び第18条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

（指定管理者不在等期間の使用料）

- 7 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第2項から第6項までの承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。
- 8 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第5項及び第6項の基準により全部若しくは一部を返還し、又は免除をすることができる。

（規則への委任）

- 9 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

別表第1（第2条関係）

名 称	位 置
神戸市立魚崎南地域交流センター	神戸市東灘区魚崎南町2丁目9番4号
神戸市立向洋地域交流センター	神戸市東灘区向洋町中6丁目3番地の2
神戸市立渦が森地域交流センター	神戸市東灘区渦森台1丁目2番1号
神戸市立本山南地域交流センター	神戸市東灘区本山南町7丁目1番20号
神戸市立浜御影地域交流センター	神戸市東灘区御影本町6丁目2番14号
神戸市立魚崎地域交流センター	神戸市東灘区魚崎中町4丁目3番16号
神戸市立本山地域交流センター	神戸市東灘区岡本1丁目7番3号
神戸市立本山西地域交流センター	神戸市東灘区西岡本4丁目8番12号
神戸市立本庄地域交流センター	神戸市東灘区本庄町2丁目5番1号
神戸市立青木南地域交流センター	神戸市東灘区青木4丁目2番20号
神戸市立本山東地域交流センター	神戸市東灘区森南町2丁目8番28号
神戸市立六甲アイランド地域交流センター	神戸市東灘区向洋町中3丁目1番地の6
神戸市立福池地域交流センター	神戸市東灘区本山南町5丁目4番11号
神戸市立御影北地域交流センター	神戸市東灘区御影2丁目28番13号
神戸市立住吉地域交流センター	神戸市東灘区住吉宮町3丁目2番18号
神戸市立深江南地域交流センター	神戸市東灘区深江南町3丁目4番24号
神戸市立高羽地域交流センター	神戸市灘区楠丘町4丁目1番16号
神戸市立岩屋地域交流センター	神戸市灘区岩屋北町2丁目5番3号
神戸市立鶴甲地域交流センター	神戸市灘区鶴甲2丁目10番1号
神戸市立六甲山地域交流センター	神戸市灘区六甲山町字西谷山1878番地の133
神戸市立新在家地域交流センター	神戸市灘区新在家南町3丁目2番25号
神戸市立西郷地域交流センター	神戸市灘区大石北町8番1号
神戸市立王子地域交流センター	神戸市灘区中原通7丁目5番1号
神戸市立篠原地域交流センター	神戸市灘区篠原北町2丁目2番37号

神戸市立成徳地域交流センター	神戸市灘区備後町1丁目3番1号
神戸市立稗田地域交流センター	神戸市灘区倉石通4丁目1番10号
神戸市立摩耶地域交流センター	神戸市灘区天城通3丁目3番7号
神戸市立なぎさ地域交流センター	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番4号
神戸市立灘地域交流センター	神戸市灘区千旦通1丁目5番2号
神戸市立六甲地域交流センター	神戸市灘区八幡町4丁目8番28号
神戸市立雲中地域交流センター	神戸市中央区旗塚通4丁目340番3
神戸市立東川崎地域交流センター	神戸市中央区東川崎町5丁目1番1号
神戸市立籠池地域交流センター	神戸市中央区籠池通2丁目1番5号
神戸市立小野柄地域交流センター	神戸市中央区旭通2丁目4番9号
神戸市立宮本地域交流センター	神戸市中央区宮本通3丁目1番5号
神戸市立神戸諏訪山地域交流センター	神戸市中央区北長狭通4丁目9番5号
神戸市立下山手地域交流センター	神戸市中央区北長狭通7丁目3番13号
神戸市立若菜地域交流センター	神戸市中央区神若通2丁目3番7号
神戸市立北野地域交流センター	神戸市中央区中山手通2丁目17番18号
神戸市立春日野地域交流センター	神戸市中央区八雲通1丁目1番7号
神戸市立吾妻地域交流センター	神戸市中央区吾妻通5丁目1番12号
神戸市立橘地域交流センター	神戸市中央区橘通3丁目4番1号
神戸市立脇の浜地域交流センター	神戸市中央区脇浜海岸通3丁目2番7号
神戸市立二宮地域交流センター	神戸市中央区二宮町3丁目12番1号
神戸市立港島地域交流センター	神戸市中央区港島中町2丁目3番地の3
神戸市立山手地域交流センター	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号
神戸市立和田岬地域交流センター	神戸市兵庫区浜山通1丁目1番5号
神戸市立川池地域交流センター	神戸市兵庫区松本通5丁目2番6号
神戸市立湊山地域交流センター	神戸市兵庫区大同町2丁目2番8号
神戸市立ひよどり地域交流センター	神戸市兵庫区菊水町10丁目12番地の1
神戸市立浜山地域交流センター	神戸市兵庫区御崎町1丁目2番4号

神戸市立中道地域交流センター	神戸市兵庫区中道通4丁目2番8号
神戸市立熊野地域交流センター	神戸市兵庫区鶴越町1番20号
神戸市立菊水地域交流センター	神戸市兵庫区菊水町2丁目1番2号
神戸市立明親地域交流センター	神戸市兵庫区須佐野通4丁目1番43号
神戸市立夢野地区地域交流センター	神戸市兵庫区湊川町7丁目6番5号
神戸市立水木地域交流センター	神戸市兵庫区駅前通3丁目2番26号
神戸市立荒田地域交流センター	神戸市兵庫区荒田町4丁目17番6号
神戸市立兵庫大開地域交流センター	神戸市兵庫区永沢町4丁目4番28号
神戸市立小部地域交流センター	神戸市北区鈴蘭台北町4丁目9番9号
神戸市立有馬地域交流センター	神戸市北区有馬町字中ノ畑241番地の3
神戸市立花山地域交流センター	神戸市北区花山東町3番3号
神戸市立有野台地域交流センター	神戸市北区有野台2丁目1番地
神戸市立大沢地域交流センター	神戸市北区大沢町中大沢字泓996番地の1
神戸市立泉台地域交流センター	神戸市北区泉台3丁目13番地の1
神戸市立君影地域交流センター	神戸市北区君影町1丁目2番10号
神戸市立小部東地域交流センター	神戸市北区鈴蘭台東町6丁目2番6号
神戸市立唐櫃地域交流センター	神戸市北区唐櫃台3丁目27番1号
神戸市立鈴蘭台地域交流センター	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目14番24号
神戸市立長尾地域交流センター	神戸市北区長尾町上津字大江ノ前194番地の1
神戸市立筑紫が丘地域交流センター	神戸市北区筑紫が丘3丁目2番地の9
神戸市立箕谷地域交流センター	神戸市北区緑町4丁目6番3号
神戸市立淡河地域交流センター	神戸市北区淡河町萩原字桶屋垣内1383番地
神戸市立南五葉地域交流センター	神戸市北区南五葉5丁目1番1号
神戸市立藤原台地域交流センター	神戸市北区藤原台中町7丁目14番16号
神戸市立有野地域交流センター	神戸市北区有野中町2丁目20番19号

神戸市立桜の宮地域交流センター	神戸市北区甲栄台2丁目2番20号
神戸市立大池地域交流センター	神戸市北区東大池2丁目3番13号
神戸市立道場地域交流センター	神戸市北区道場町塩田字西川原1439番地の3
神戸市立八多地域交流センター	神戸市北区八多町附物字下殿関393番地の1
神戸市立北五葉地域交流センター	神戸市北区北五葉3丁目7番1号
神戸市立有野台第2地域交流センター	神戸市北区有野台6丁目22番地の1
神戸市立山田地域交流センター	神戸市北区山田町福地字ガケノ上18番地の3
神戸市立ひよどり台地域交流センター	神戸市北区ひよどり台3丁目8番地
神戸市立星和台鳴子地域交流センター	神戸市北区鳴子2丁目11番地の1
神戸市立鹿の子台地域交流センター	神戸市北区鹿の子台北町6丁目34番3号
神戸市立上淡河地域交流センター	神戸市北区淡河町野瀬字新田459番地の2
神戸市立広陵地域交流センター	神戸市北区小倉台2丁目15番地の3
神戸市立谷上地域交流センター	神戸市北区谷上西町7番3号
神戸市立大原桂木地域交流センター	神戸市北区大原3丁目21番地
神戸市立甲緑地域交流センター	神戸市北区緑町2丁目7番28号
神戸市立西山地域交流センター	神戸市北区菖蒲が丘1丁目14番地の3
神戸市立藍那小河地域交流センター	神戸市北区山田町藍那字下ノ町77番地の8
神戸市立箕谷地域交流センター分館	神戸市北区日の峰1丁目19番地
神戸市立重池地域交流センター	神戸市長田区重池町2丁目3番5号
神戸市立高取山地域交流センター	神戸市長田区高取山町1丁目2番3号
神戸市立みすが地域交流センター	神戸市長田区御蔵通4丁目5番地の1
神戸市立志里池地域交流センター	神戸市長田区東尻池町1丁目14番4号
神戸市立大日丘地域交流センター	神戸市長田区大日丘町3丁目8番10号

神戸市立宮川地域交流センター	神戸市長田区長田町2丁目2番1—501号
神戸市立会陽地域交流センター	神戸市長田区六番町2丁目7番地の1
神戸市立真陽地域交流センター	神戸市長田区久保町3丁目9番6号
神戸市立北町地域交流センター	神戸市長田区北町3丁目4番地の1
神戸市立長田地域交流センター	神戸市長田区西山町2丁目4番1号
神戸市立若松地域交流センター	神戸市長田区若松町8丁目2番13号
神戸市立細田地域交流センター	神戸市長田区細田町7丁目1番30号
神戸市立長田庄山地域交流センター	神戸市長田区庄山町2丁目1番6号
神戸市立真野地域交流センター	神戸市長田区東尻池町6丁目3番19号
神戸市立長田東地域交流センター	神戸市長田区四番町4丁目54番地
神戸市立丸山地域交流センター	神戸市長田区丸山町2丁目3番50号
神戸市立池田地域交流センター	神戸市長田区蓮宮通4丁目11番地
神戸市立長楽地域交流センター	神戸市長田区海運町7丁目1番23号
神戸市立名倉地域交流センター	神戸市長田区房王寺町4丁目7番15号
神戸市立二葉地域交流センター	神戸市長田区二葉町6丁目5番1号
神戸市立高倉台地域交流センター	神戸市須磨区高倉台4丁目1番4号
神戸市立南須磨地域交流センター	神戸市須磨区松風町5丁目2番1号
神戸市立多井畑地域交流センター	神戸市須磨区多井畑字筋替道21番地の3
神戸市立神の谷地域交流センター	神戸市須磨区神の谷5丁目2番1号
神戸市立須磨の浦地域交流センター	神戸市須磨区千守町1丁目1番20号
神戸市立西落合地域交流センター	神戸市須磨区西落合5丁目13番20号
神戸市立白川台地域交流センター	神戸市須磨区白川台7丁目3番地の8
神戸市立菅の台地域交流センター	神戸市須磨区菅の台4丁目5番地
神戸市立板宿地域交流センター	神戸市須磨区禅昌寺町2丁目1番5号
神戸市立竜が台地域交流センター	神戸市須磨区竜が台5丁目20番地
神戸市立妙法寺地域交流センター	神戸市須磨区妙法寺字桜ノ界地106番地の1

神戸市立松尾地域交流センター	神戸市須磨区北落合 3 丁目 2 番 1 号
神戸市立横尾地域交流センター	神戸市須磨区横尾 2 丁目 1 番地の 1
神戸市立東落合地域交流センター	神戸市須磨区東落合 3 丁目 33 番 12 号
神戸市立南落合地域交流センター	神戸市須磨区南落合 3 丁目 11 番 2 号
神戸市立大黒地域交流センター	神戸市須磨区大黒町 2 丁目 2 番 12 号
神戸市立東須磨地域交流センター	神戸市須磨区若木町 3 丁目 5 番 9 号
神戸市立若草地域交流センター	神戸市須磨区若草町 3 丁目 14 番地の 9
神戸市立花谷地域交流センター	神戸市須磨区中落合 1 丁目 1 番 25 号
神戸市立北須磨地域交流センター	神戸市須磨区離宮前町 2 丁目 7 番 24 号
神戸市立桃山台地域交流センター	神戸市垂水区桃山台 3 丁目 25 番地
神戸市立霞ヶ丘地域交流センター	神戸市垂水区五色山 4 丁目 15 番 8 号
神戸市立塩屋地域交流センター	神戸市垂水区塩屋町 4 丁目 3 番 9 号
神戸市立つつじが丘地域交流センター	神戸市垂水区つつじが丘 4 丁目 6 番地の 7
神戸市立高丸地域交流センター	神戸市垂水区坂上 5 丁目 1 番 2 号
神戸市立神陵台地域交流センター	神戸市垂水区南多聞台 1 丁目 8 番 8 号
神戸市立舞子地域交流センター	神戸市垂水区西舞子 7 丁目 30 番 1 号
神戸市立多聞東地域交流センター	神戸市垂水区学が丘 4 丁目 3 番 7 号
神戸市立上高丸地域交流センター	神戸市垂水区千鳥が丘 3 丁目 20 番 15 号
神戸市立西高丸地域交流センター	神戸市垂水区高丸 6 丁目 3 番 1 号
神戸市立垂水地域交流センター	神戸市垂水区平磯 1 丁目 2 番 5 号
神戸市立小束山地域交流センター	神戸市垂水区学が丘 7 丁目 1 番 29 号
神戸市立狩口台地域交流センター	神戸市垂水区狩口台 2 丁目 31 番 1 号
神戸市立東垂水地域交流センター	神戸市垂水区王居殿 2 丁目 5 番 25 号
神戸市立多聞台地域交流センター	神戸市垂水区多聞台 4 丁目 14 番 9 号
神戸市立多聞南地域交流センター	神戸市垂水区本多聞 6 丁目 8 番 12 号
神戸市立本多聞地域交流センター	神戸市垂水区本多聞 4 丁目 1 番 2 号
神戸市立千代が丘地域交流センター	神戸市垂水区旭が丘 3 丁目 12 番 3 号
神戸市立西脇地域交流センター	神戸市垂水区本多聞 1 丁目 5 番 4 号

神戸市立星陵台地域交流センター	神戸市垂水区星陵台 7 丁目 5 番 3 号
神戸市立名谷地域交流センター	神戸市垂水区名谷町宇中坊 487 番地の 3
神戸市立福田地域交流センター	神戸市垂水区乙木 3 丁目 3 番 2 号
神戸市立塩屋北地域交流センター	神戸市垂水区塩屋北町 1 丁目 11 番 3 号
神戸市立乙木地域交流センター	神戸市垂水区美山台 1 丁目 9 番 40 号
神戸市立舞多聞地域交流センター	神戸市垂水区舞多聞西 5 丁目 11 番 5 号
神戸市立神出地域交流センター	神戸市西区神出町田井字長原 34 番地の 2
神戸市立学園西町地域交流センター	神戸市西区学園西町 5 丁目 2 番地の 3
神戸市立高和地域交流センター	神戸市西区押部谷町高和字大坪 774 番地
神戸市立春日台地域交流センター	神戸市西区春日台 4 丁目 5 番地
神戸市立糺台地域交流センター	神戸市西区糺台 3 丁目 32 番地の 6
神戸市立枝吉地域交流センター	神戸市西区枝吉 4 丁目 48 番地の 4
神戸市立平野地域交流センター	神戸市西区平野町宮前字上松 148 番地
神戸市立狩場台地域交流センター	神戸市西区狩場台 3 丁目 6 番地の 2
神戸市立竹の台地域交流センター	神戸市西区竹の台 2 丁目 20 番地の 1
神戸市立北山地域交流センター	神戸市西区北山台 3 丁目 26 番 1 号
神戸市立学園東地域交流センター	神戸市西区学園東町 5 丁目 4 番地
神戸市立岩岡第 1 地域交流センター	神戸市西区岩岡町岩岡字西場 922 番地の 1
神戸市立檉野台地域交流センター	神戸市西区檉野台 5 丁目 4 番地の 2
神戸市立美賀多台地域交流センター	神戸市西区美賀多台 3 丁目 13 番地の 4
神戸市立玉津地域交流センター	神戸市西区玉津町小山字川端 180 番地の 3
神戸市立桜が丘地域交流センター	神戸市西区桜が丘東町 1 丁目 3 番地の 1
神戸市立岩岡第 2 地域交流センター	神戸市西区竜が岡 2 丁目 15 番地の 12

神戸市立櫨谷地域交流センター	神戸市西区櫨谷町長谷字佃井ノ上75番地
神戸市立出合地域交流センター	神戸市西区王塚台5丁目73番地
神戸市立月が丘地域交流センター	神戸市西区月が丘5丁目1番地の12
神戸市立井吹東地域交流センター	神戸市西区井吹台東町4丁目21番地の2
神戸市立井吹西地域交流センター	神戸市西区井吹台西町4丁目4番地
神戸市立高津橋地域交流センター	神戸市西区玉津町高津橋字澤町188番地
神戸市立押部谷地域交流センター	神戸市西区押部谷町西盛字老ノ本313番地
神戸市立有瀬地域交流センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字金井場1137番地の30
神戸市立伊川谷地域交流センター	神戸市西区伊川谷町別府字セシゲ1337番地の1
神戸市立長坂地域交流センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字栗林603番地の2
神戸市立太山寺地域交流センター	神戸市西区前開南町2丁目1番20号
神戸市立井吹北地域交流センター	神戸市西区井吹台北町2丁目17番地の7
神戸市立押部谷東地域交流センター	神戸市西区秋葉台2丁目1番地の133

別表第2（第6条及び第11条関係）

施設等	使用許可に係る期間の単位及び利用料金			
	午前 (午前9時から 午前12時まで)	午後 (午後1時から 午後4時まで)	午前・午後 (午前9時から 午後4時まで)	夜間 (午後5時から 午後9時の うち2時間ごと)

地域活動コーナー	3,000円	3,000円	6,000円	3,000円
調理室	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円
地域活動コーナー 及び調理室	4,000円	4,000円	7,000円	4,000円
洋室	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円
和室	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円
多目的ホール	6,000円	6,000円	12,000円	6,000円
附属設備	1 設備 1 回につき			5,000円

備考

1 時間を単位として許可する場合は、1 時間当たり次に掲げる額とし、1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間として計算する。

(1) 地域活動コーナー 1,000円

(2) 調理室 400円

(3) 地域活動コーナー及び調理室 1,400円

(4) 洋室 700円

(5) 和室 700円

(6) 多目的ホール 2,000円

2 夜間の利用料金は 2 時間単位の利用を原則とし、2 時間未満の端数が生じたときは、2 時間として計算する。

3 許可を得た時間内に利用を終えても、返金を行わないものとする。

神戸市立地域交流センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市立地域交流センター条例（令和 7 年 3 月条例第 22 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対価の収受等に係る申告)

第 2 条 条例第 8 条の規定による申告は、次に掲げる事項を申告して行わなければならない。

- (1) 催物その他の施設の使用により行おうとする事業の内容
- (2) 入場料、受講料その他の対価を収受する場合における当該金額
- (3) 入場券、受講券その他の施設の利用に必要な券類を発行する場合における当該発行枚数
- (4) 飲食の有無及びその内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、条例第 5 条第 1 項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が同条第 1 項及び第 2 項の許可をするに当たり特に申告の必要があると認める事項

(対価の収受)

第 3 条 条例第 8 条に規定する入場料、受講料その他の対価は、1 人当たり月 5,000 円を超えることができない。

(利用料金の免除)

第 4 条 条例第 11 条第 5 項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 市その他官公署又は公共的団体が主催又は共催し、条例第 1 条の目的の達成のために行う事業として市長が認める場合
- (2) 市内で活動するものが行う条例に定める地域活動（定例的に実施されるものに限る。）であって、特に公益性又は公共性があるものとして市長が認める場合

(利用可能時間)

第 5 条 センターの利用可能時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、

午後４時から午後９時までの間にあっては、条例第５条第１項又は第２項の許可を受けた者がその時間内において利用する活動に限る。

- ２ 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得た上で、前項の規定にかかわらず、利用可能時間を変更することができる。

（休館日）

第６条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- (１) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日
- (２) 12月29日から翌年の１月４日までの日
- (３) ８月13日から８月16日までの日
- (４) 市長の承認を得た上で指定管理者が定める日（土曜日、日曜日を除く。）
- (５) 前４号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理運営上特に必要があると認める日

- ２ 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項第１号から第４号までの規定にかかわらず、これらの日に開館し、利用させることができる。

（施行細目の委任）

第７条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (１) 次項の規定 公布の日
- (２) 附則第３項の規定 条例附則第３項の規定の施行の日

（準備行為）

- ２ この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（ふれあいのまちづくり条例施行規則の廃止）

- ３ 神戸市ふれあいのまちづくり条例施行規則（平成２年３月規則第94号）は、

廃止する。

（指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務）

- 4 条例附則第6項に規定する指定管理者不在等期間における第2条第5号、第5条第2項並びに第6条第1項第4号及び第5号並びに同条第2項の適用については、第2条第5号中「条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第5条第2項並びに第6条第1項第4号及び第5号並びに同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針

地域協働局

1. 地域福祉センターの将来像

- ・地域福祉センターは、神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年）に基づき、主にふれあいのまちづくり協議会による地域福祉活動の拠点として各小学校区に1つ以上を基準に整備された公の施設である。
- ・地域活性化に必要な地域活動主体の活動の場として、地域福祉センターをこれまで以上に活用するために、設置目的を「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として改めるとともに、施設名称を変更する。
- ・施設設置者である市が必要なルール（利用可能時間や利用料金の上限額、利用許可基準、原状回復義務、損害賠償等）を定め、各センターの使用規程も標準化する。
- ・上記に基づき、指定管理者が施設の管理運営をより効率的に行えるよう、ICTの活用を促進する。

2. 基本方針の内容

（1）利用可能時間の統一

- ・9時から21時まで利用可能とする
- ・予約管理システムやスマートロックの導入を促進し、有人管理（9時～16時）と無人管理（16時以降）の併用を推奨
- ・完全閉館日を日曜日から平日へ変更（指定管理者の判断で閉館日なしも可能）

（2）使用規程の標準化

- ・使用規程を標準化し、優先予約制度や減免制度（※）、金銭の授受を伴う活動の可否等についてルールを明確化
- ※具体的な優先予約制度及び減免制度の対象活動に関する判断は、市で行う。

（3）利用料金制の採用

- ・条例に基づく利用料金制を採用し、新たに利用料金の上限額を条例で定め、指定管理者がその範囲内で利用料金を決定

（4）施設名称の変更と条例改正

- ・新たな施設名称は、市民からの意見も取り入れつつ、市で決定
- ・新名称決定後に施設設置条例を新設し、令和8年度からの施行を予定

- ・ふれあいのまちづくり協議会に関しては、施設設置条例の施行と時期をあわせ、神戸市ふれあいのまちづくり条例から、その定義などを引き継ぐ形で、「神戸市民の地域活動の推進に関する条例」を改正
- ・神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年）については、新施設設置条例と神戸市民の地域活動の推進に関する条例にその内容を引き継ぐ結果として、令和7年度末をもって廃止

（5）施設状況に応じた運用の変更

- ・小学校や児童館など合築先の施設の状況に応じて、基本方針の趣旨を十分に踏まえながら柔軟に対応する

（6）指定管理料の基準を改定

- ・有償ボランティアによる運営を継続しつつ、有人による管理負担や予約管理システムの導入等に応じた指定管理料の基準を新たに定める

4. 施行時期

- ・令和7年度を移行準備期間として、令和8年度より当基本方針に基づく管理運営を行う

選考における評価基準

別添10

項目	採点基準	項目合計	配点
申請者に関する項目	市内に活動拠点を置く団体が（当該地域交流センターの位置と近接しているか）	10	5
	（市内に限らず）事業・イベント等を地域団体と連携した実績があるか		5
施設運営の基本方針について	指定を希望する理由、或いは施設運営の基本方針は、市の施策、施設の設置趣旨と整合性がとれており、当該施設の指定管理者としてふさわしいものになっているか。	10	10
運営体制	選択する管理パターンに沿って、有人管理できる体制が確保されているか	20	5
	管理運営の効率化に向けた工夫がなされているか		5
	施設の管理運営に際して、地域住民や関係団体等との連携や協働が図られているか		5
	地域交流センター運営の充実・発展のために、人材を育成するなどの提案がされているか		5
事業（活動）計画や提案	施設を広く地域団体等に利用してもらい、住民交流の場や地域活動の拠点として、地域交流センターの設置目的に沿った事業の計画がされているか	20	10
	提案について利用しやすい工夫や施設の魅力向上に資する内容となっているか		5
	地域活性化にむけた任意の事業（資源回収ステーション等）提案があるか		5
貸館事業の考え方	利用者からの予約受付や問い合わせ、利用料金の徴収などに対応できる体制が整っているか	15	5
	貸館事業に対する市の考え方（地域交流センター条例や基本方針）を理解しているか		5
	利用者の平等利用の確保に配慮しているか		5
サービス向上に対する考え方	利用者の満足度を高めるような提案がされているか	15	5
	利用者数や料金収入の増加、サービスの充実につながるように、ネット予約できる体制やキャッシュレス決済の導入などの工夫が検討されているか		5
	利用者満足度の調査や意見の把握方法が実効性のあるものとなっているか		5
管理コストについて	収支の均衡がある程度とれており、実現可能性の高いものであるか	10	10

100

【熊野地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
1	地域活動コーナー	空気清浄機	1		A C E F 1 2 X - W	2022/3/30	
2	地域活動コーナー	プロジェクター	1		E B - W 0 6	2022/9/28	
3	地域活動コーナー	遮光カーテン	1	サイズ394×275		2024/5/29	
4	地域活動コーナー	パイプ椅子	26			2018/3/15	
5	地域活動コーナー	パイプ椅子	10			2018/3/22	
6	地域活動コーナー	パイプ椅子	6				
7	地域活動コーナー	テレビ	1		パナソニック TH-P42S2		
8	地域活動コーナー	オーディオセット	1		パナソニック カラオケ用	2011/12/26	
9	地域活動コーナー	ピアノ一式	1		不明	2020/10/1	
10	地域活動コーナー	長机	20	180×45×72	ライオン Q L - 1 8 4 5 R	2020/12/10	
11	地域活動コーナー	パイプ椅子	42			2007/4/20	
12	談話コーナー	シュレッダー	1		A4, A3.400.PSD051	2021/2/3	
13	談話コーナー	お掃除ロボット	2		MC-RSF 1000-W	2021/2/3	
14	談話コーナー	血圧計	1		T M - 2 6 5 7 W P	2022/9/28	
15	談話コーナー	2人用ソファ	1			2022/12/11	
16	洋室	空気清浄機	1		A C K B 7 0 Y - S	2022/3/30	
17	外	物置	2		ヨド物置エスモESE-1605A		
18	掃除用具入れ	洗濯機・乾燥機	1			2018/3/15	
19	掃除用具入れ	掃除機	2		パナソニック	2020/2/3	
20	倉庫	物置			ヨド物置		
21	談話室	テレビ	1		パナソニック TH-L32C6		
22	調理室	電子レンジ	1		三菱 R O - E S 5		
23	調理室	電気炊飯器	1		パナソニック S R - N F 1 8 1		
24	調理室	冷蔵庫（6枚扉）	1		パナソニック	2014/7/5	

【熊野地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
25	調理室	ガス丸型炊飯器	1			2018/8/6	
26	事務室	脇机	1			2007/4/20	
27	事務室	ノートパソコン	1		NECノートLAVIE	2020/12/3	
28	事務室	プリンター	1		エプソンEW-M752T	2020/12/3	
29	事務室	パソコンラック	1		サンワサプライRAC-EC32	2020/12/3	
30	洋室	机（折りたたみ式・足長）	12			2007/4/20	
31	洋室	机（折りたたみ式・足短）	2				
32	洋室	パイプ椅子	9				

参考：AED自動体外式除細動器については神戸市で契約の上、各センターに1台設置しています

【箕谷地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
1	地域活動コーナー	ビデオ・DVDレコーダー	1		SANYO VZ-H330		
2	地域活動コーナー	血圧計	1		エー・アンド・デイ TM-2655	2000./10/--	
3	地域活動コーナー	プリンター	1		brother DCP-987N-W	2021/1/17	
4	地域活動コーナー	パイプ椅子	60				
5	地域活動コーナー	会議机	15				
6	地域活動コーナー	掃除機	1		日立 CV-P950E6	2019/3/25	
7	屋外	洗たく機・乾燥機	1		SANYO ASW-50A1		
8	屋外	屋外倉庫	1		ヨドコウ	2014/10/10	
9	事務スペース	事務机	1				
10	事務スペース	事務椅子	1				
11	応接コーナー	椅子（丸椅子）	2				
12	応接コーナー	応接セット（椅子のみ）	1				
13	応接コーナー	こたつ	1			2013/2/4	
14	応接コーナー	テレビ	1		ソニー KI-32W730E	2019/12/23	
15	玄関	カタログスタンド	1			2019/12/23	
16	事務スペース	電話機	1		パナソニック KX-PD1020L	2018/2/11	
17	事務スペース	書類棚	1				
18	事務スペース	プリンター	1		brother MFC-J7500CDW	2023/5/18	
19	事務スペース	エアコン	1		ダイキン S56XTCXP-W	2021/1/21	
20	事務スペース	掃除機	1		日立 PV-BH900HN	2021/2/8	
21	事務スペース	シュレッダー	1		アイリスオーヤマ KTF60M	2021/5/4	
22	事務スペース	扇風機	1		HITACHI HEF-RE1N		
23	調理室	電子レンジ	1			2020./2/--	
24	調理室	戸棚・食器棚	1式				
25	調理室	収納庫（ガラス）上..引違い	1				
26	調理室	収納庫（戸）下..引違い	1				
27	調理室	コンビネーションレンジ	1		大阪ガス GMO-6200		
28	調理室	冷蔵庫	1		HITACHI R-S42BM	2012/9/3	
29	調理室	お茶碗	60				
30	調理室	お椀	60				
31	調理室	中鉢	48				

【箕谷地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
32	調理室	カレー皿	60				
33	調理室	スープカップ	45				
34	調理室	コーヒーカップ	50				
35	調理室	グラス（大、小）	40				
36	調理室	湯呑茶碗	60				
37	調理室	小皿	50				
38	調理室	他（平皿、小鉢等）					
39	調理室	松花堂	50				
40	調理室	どっしり椀	50				
41	調理室	炊飯器（ガス）	2				
42	調理室	コーヒーマーカー	1		ZOJIRUSHI EC-YS100-XB		
43	調理室	湯沸かし器	1		ビーコック WBI-F30		
44	調理室	長手盆	45				
45	調理室	鍋	一式				
46	調理室	ボウル、ざる	一式				
47	調理室	バット（調理用トレイ）	一式				

参考：A E D自動体外式除細動器については神戸市で契約の上、各センターに1台設置しています

【つつじが丘地域交流センター】引継ぎ予定の備品 ※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数 量	大 き さ ・ 寸 法 (cm)	規 格 ・ 仕 様 (空欄は不明)	取 得 年 月 日 (空欄は不明)	【参考】現在の有料貸出備品の有無 (空欄は基本的に共用)
1	1 F活動コーナーA	スクリーン	1		映写用		
2	1 F活動コーナーA	書籍本箱	1	227×103			
3	1 F活動コーナーA	机：会議用長机	19	45×180×65	脚折りたたみ式（脚長）	2016 / --/--	
4	1 F活動コーナーA	調理台	1		スチール製、キャスター付き		
5	1 F活動コーナーA	昇降台（多目的台）	1		木製、4 個組		
6	1 F活動コーナーA	整理棚（木製）	1	(83×113)×4 (連結式)			
7	1 F活動コーナーA戸棚	掃除機	1		パナソニックMC-K11W	2009 / --/--	
8	1 F活動コーナーA東側	椅 子：講義用椅子	30			2008/--/--	
9	1 F活動コーナーA東側	椅 子：折りたたみ椅子	29				
10	1 F活動コーナーA東側	椅子保管用ラック	2		キャスター付き	2008/--/--	
11	1 F活動コーナーA東側	介護用機器：両肘付き椅子	6			2009/--/--	
12	1 F活動コーナーA東側	カーテン（間仕切り用）	2		ドレープ J-67135R	2022/12/26	
13	1 F活動コーナーA北側東	エアコン ④	1		ダイキン S56XTEP-W	2020/11/3	
14	1 F活動コーナーA北側西	エアコン ②	1		ダイキン FAP63DJ	2020/11/3	
15	1 F活動コーナーA北窓	カーテン（窓用）	2		ドレープ J-67135R	2022/12/26	
16	1 F活動コーナーA北窓	カーテン（窓用）	2		レース J-18014HR	2022/12/26	
17	1 F活動コーナーA西窓	カーテン（窓用）	2		ドレープ J-67135R	2022/12/26	
18	1 F活動コーナーA西窓	カーテン（窓用）	2		レース J-18014HR	2022/12/26	
19	1 F活動コーナーB	ガスファンヒーター	1		大阪ガス GS-30T2G	2004/3/30	
20	1 F活動コーナーB	応接セット(長椅子3人掛け)	1	65×175×77		2017 / --/--	
21	1 F活動コーナーB	応接セット(長椅子2人掛け)	1	70×120×68		2017 / --/--	
22	1 F活動コーナーB	サーキュレーター	1		パナソニック製	2009 / --/--	
23	1 F活動コーナーB	テレビ	1		地レジ視聴用、SHARP 2T-C32EF1	2024/1/27	
24	1 F活動コーナーB	テレビ台	1 式	63×39×48			
25	1 F活動コーナーB	災害対策緊急受信機	1		MITSUBISHI F R-364C		
26	1 F活動コーナーB西窓	カーテン（窓用）	2		ドレープ J-67135R	2022/12/26	
27	1 F活動コーナーB西窓	カーテン（窓用）	2		レース J-18014HR	2022/12/26	
28	1 F活動コーナーB南側西	エアコン ①	1		ダイキン FAP50DJ	2020/11/3	
29	1 F活動コーナー仕切り	アコーデオンカーテン	1			2009/--/--	
30	1 F活動コーナーA・B	加湿器（スチーム式）	2		ZOJIRUSHI EE-DB50-WA	2021/3/15	
31	1 F台所	アコーデオンカーテン	1			2009/--/--	
32	1 F台所	冷蔵庫	1		日立 R-23TA	2007/--/--	
33	1 F台所	椅 子：丸形小型椅子	4				
34	1 F台所	エアコン ③	1		ダイキン S25XTES-W	2020/11/3	
35	1 F台所	キャスター付きミニテーブル	1	40×70×70			

【つつじが丘地域交流センター】引継ぎ予定の備品 ※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
36	1F台所	ガスレンジ	1		3口、日本電気 3G-WGPS	2009/--/--	
37	1F台所	瞬間湯沸かし器	1		ハーマン33B-B42	2009/--/--	
38	1F台所	炊飯器（電気式）	1		象印NMD-N18		
39	1F台所	電子レンジ	1		シャープ製RE-CM6		
40	1F階段下	アコーディオンカーテン	1			2009/--/--	
41	1F階段下	ホットキャビ：おしぼりウォーマー	1		TAIJI HC-10		
42	1F階段下物置	空気入れ	1		自転車用	2023/9/4	
43	1F階段下物置	センサーライト	1		朝日電器 ELS-ST1202AC	2021/3/31	
44	1F洋室	扇風機（リビング）	1		(株)アズマ EAST(中国製)	2023/9/4	
45	1F受付カウンター	加湿器	1		(株)ドーウシシャ	2020/12/16	
46	1F階段下踊り場	介護用機器：ベッド、キルト	2	シングル		2009/--/--	
47	1F受付カウンター	測温計（非接触式ハンディタイプ）	1		COFOE(中国製) KF-HW-001	2020/6/18	
48	1F受付カウンター前	測温計（非接触式スタンドタイプ）	1		アイズファクトリー製 SP-2022	2023/3/1	
49	1F受付前	パンフレットスタンド	1	78×150×47			
50	1F受付前	電話機：公衆電話機	1				
51	1F受付前	電話機：ファックス付き電話機	1		SHARP UX-D33CL		
52	1F受付前	ゴミ箱	1	45×28×58	クリーンボックス		
53	1F壁／1、2F和室／1	時計：掛時計	3		セイコー／1、シチズン／2		
54	1F壁／1、2F和室／1	時計：掛時計	2		モアガム／1、ノア精密／1	2020/7/14	
55	1F便所3、活動C2、台所2	換気扇	7		換気用		
56	1F奥東側	プロジェクター	1		エプソン		
57	1F活動コーナーA/1、玄関/1	消火器	3				
58	2F台所	椅子：折りたたみ椅子	16				
59	2F和室	椅子：折りたたみ椅子	10				
60	2F和室	加湿器（スチーム式）	2		ZOJIRUSHI EE-DB50-WA	2021/3/15	
61	2F和室	ガスファンヒーター	1		大阪ガス GS-30T2G	2004/3/30	
62	2F和室	書籍本箱	1	89×179×32			
63	2F和室	扇風機	2		SENJU KI-1000	2020/6/23	
64	2F西側和室	キャビネット	1		2段、鋼製		
65	2F西側和室	エアコン	1		ダイキン F36JTPS-W		
66	2F西側和室	机：木製長机	12	45×180×35	脚折りたたみ式（脚短）		
67	2F西側和室	テレビ	1		地レジ視聴用、東芝REGZA26RE2	2011/8/22	
68	2F西側和室	机：木製長机	6	45×180×65	脚折りたたみ式（脚長）		
69	2F東側和室	エアコン	1		ダイキン F28FTNS-W		
70	2F東側和室	座卓	2	90×150×32（西側和室） 90×150×38（東側和室）	大型、木製		

【つつじが丘地域交流センター】引継ぎ予定の備品 ※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
71	2Fパソコンコーナー	椅子：肘付き回転椅子（パソコン用）	2	58×45×80			
72	2Fパソコンコーナー	椅子：肘無し回転椅子	1				
73	2Fパソコンコーナー	ガスファンヒーター	1		大阪ガス GS-30T2G	2004/3/30	
74	2Fパソコンコーナー	扇風機（壁掛け）	1		山善 YWX-KA304	2020/7/8	
75	2F台所	電子コンロ	1		IHコンロIRIS OHYAMA IHK-T36	2020/2/13	
76	2F台所	瞬間湯沸かし器	1		リンナイRUS-V51	2009 / --/--	
77	2F台所	踏み台（ラクステ2段式）	1		KLH10-5108		
78	2F事務機室	整理棚（鋼製）	2	88×200×45			
79	2F事務機室	扇風機（壁掛け）	1		トヨトミ FW-30G	2020/7/8	
80	2F事務機室前	机：引き出し付き長机	1	44×125×70			
81	2Fコピー室	カーテン（間仕切り用）	2		レース J-18014HR	2022/12/26	
82	2F押入れ	介護用機器：枕	2			2009/--/--	
83	2F押入れ	掃除機	1		パナソニックMC-K11W	2009 / --/--	
84	2F押入れ	扇風機	3		三菱R30FB、三洋SOP201		
85	2F便所/1、台所/1	換気扇	2		換気用		
86	2F廊下/1、PCコーナー/1	消火器	2				
87	2F廊下	整理棚（木製）	1	90×175×30	書棚を転用		
88	2F廊下、（台所横）	電話機：受信用電話機	1				
89	センター玄関口	センサーライト（乾電池式）	1		ライテックス LED-150	2021/6/18	
90	玄関前	傘立て	1	90×29×50			
91	玄関下駄箱上	キーケース	1				
92	玄関(発信器)、受付(受信機)	玄関チャイム（ワイヤレス）	1		ELPA製 EWS-S5033	2020/8/6	
93	屋外東側、物置の前	台車	1				
94	センター東側屋外	物置	1		TAKUBO		
95	センター東側屋外	物置	1		タカヤマ		
96	センター東側屋外	物置	1		I N A B A ・ M J X - 1 5 6 E		

参考：A E D 自動体外式除細動器については神戸市で契約の上、各センターに1台設置しています

【太山寺地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
1	活動コーナー	餅つき機	1		MINORU/HSA-25	2018/2/14	
2	活動コーナー	テレビ	1		シャープアクオス/4T-C40BHI	2020/12/6	
3	活動コーナー	加湿空気清浄機	1		シャープ/KI-HX75-W	2018/2/14	
4	活動コーナー	ホワイトボード	1	180×180×53			
5	活動コーナー	机	12	45×180×70			
6	活動コーナー	椅子	45				
7	キッチン	冷蔵庫..三菱MR-K40J-W	1	180×60×70			
8	キッチン	カセットコンロ	2		イワタニ		
9	キッチン	鉄板（カセットコンロ用）	2		イワタニ		
10	キッチン	たこ焼きプレート（カセットコンロ用）	2		イワタニ		
11	キッチン	ザル（特大）	3				
12	キッチン	やかん（8L）	1				
13	キッチン	鍋（小）	3				
14	キッチン	鍋（特大）	2				
15	キッチン	ザル（小）	5				
16	キッチン	ガスレンジ（3口）	2		SUNWAVE/HSG631BORHF		
17	キッチン	皿（透明）	49				
18	キッチン	小鉢	25				

【太山寺地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
19	キッチン	コーヒーカップ	47				
20	キッチン	コーヒー皿	47				
21	キッチン	皿	45				
22	キッチン	おわん	47				
23	キッチン	茶碗	48				
24	キッチン	ミニフォーク	50				
25	キッチン	ミニスプーン	40				
26	キッチン	スプーン大	50				
27	キッチン	グラス	50				
28	キッチン	大皿	60				
29	キッチン	大鉢	56				
30	キッチン	中鉢	50				
31	キッチン	小鉢（黒）	30				
32	キッチン	角皿	50				
33	キッチン	小皿（青）	24				
34	キッチン	蒸し器（セット）	3				
35	キッチン	お盆（特大、ステンレス製）	1				
36	キッチン	お盆	10				
37	キッチン	ガス炊飯器	1		リンナイ／(N)011-0285		

【太山寺地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
38	キッチン	電子レンジ	1	490*435*390	シャープ／RE-VE6-N		
39	キッチン	電気ポット（3,0L）	1		ナショナル／NC-EH30		
40	キッチン	瞬間湯沸かし器（1L・黒）	1		ティファール		
41	事務室	ノートパソコン	1		NEC／600MAR	2019/3/15	
42	事務室	ノートパソコン	1		Dynabook／P3t4ISGB	2020/6/21	
43	事務室	ノートパソコン	1		NEC／N1575CAL	2022/3/14	
44	事務室	ノートパソコン	1		NEC／N1565CAW	2022/4/24	
45	事務	ノートパソコン	1		NEC／N1570EAW-E3	2023/4/2	
46	事務室	マルチシュレッダー	1		KOKUYO／KPS-M70X	2019/3/15	
47	事務室	デスクトップパソコン	1		Lenovo／A340-24ICK	2020/1/8	
48	事務室	プリンター	1		エプソン／PM-A840		
49	事務室	事務机	1	146×73×74			
50	事務室	事務椅子	1				
51	車庫	草刈り機	1		SRE2720U		
52	フリースペース	長椅子	1	60×150×38			
53	フリースペース	ローテーブル	1	45×90×46			
54	洋室	コードレススティッククリーナー	1		ダイソン／SV33FFPL	2024/1/28	
55	洋室	机	4	45×180×70			
56	洋室	ルームエアコン	2				

【太山寺地域交流センター】引継ぎ予定の備品

※前指定管理者との協議により変更になる可能性もあります

No.	設置・保管場所	品名	数量	大きさ・寸法(cm)	規格・仕様（空欄は不明）	取得年月日（空欄は不明）	【参考】現在の有料貸出備品の有無 （空欄は基本的に共用）
57	洋室	パイプ椅子	23				
58	洋室	黒板	1	180×180×53			

参考：A E D自動体外式除細動器については神戸市で契約の上、各センターに1台設置しています